

相模国分寺の研究(中)

國平健三

三、相模川右岸における古代寺院と生産瓦窯跡の検討

奈良・平安時代の相模国は、駿河国と伊豆国に接した西側のほうから足上郡、足下郡、余綾郡、大住郡となり、甲斐・武蔵国と接した愛甲郡、相模川を挟んで東側の高座(倉)郡、鎌倉郡、御浦郡とに分かれた八郡からなる上国であった。そしていまの横浜・川崎市にかかる地域は、大國の武蔵国に属し、久良(岐)郡、都筑郡、橋樹郡に分かれていた(図9)。その相模国を二分するように流れる相模川の左岸は南北にのびた高座郡域で占め、北は武蔵国の多摩郡に接していた。こうした地理的環境のなかで、相模国分寺は高座郡の中央に、武蔵国分寺は多摩郡にあった。

両国の国分寺に焦点をあてながら、ここでは相模川の右岸に所在する古代寺院と国分寺との関連性、寺院へ屋瓦を供給した生産瓦窯跡との関係を各寺院ごとに出土資料から検討する。寺院によっては創建と存続期間とに差異もあるが、西のほうから足下郡、足上郡、余綾郡、大住郡、愛甲郡の順に概観していくことにしたい。

まず駿河・伊豆国に接している足下郡には千代廃寺があり、その創建期の屋瓦を供給したところが、足上郡のからさわ瓦窯跡である。しかし

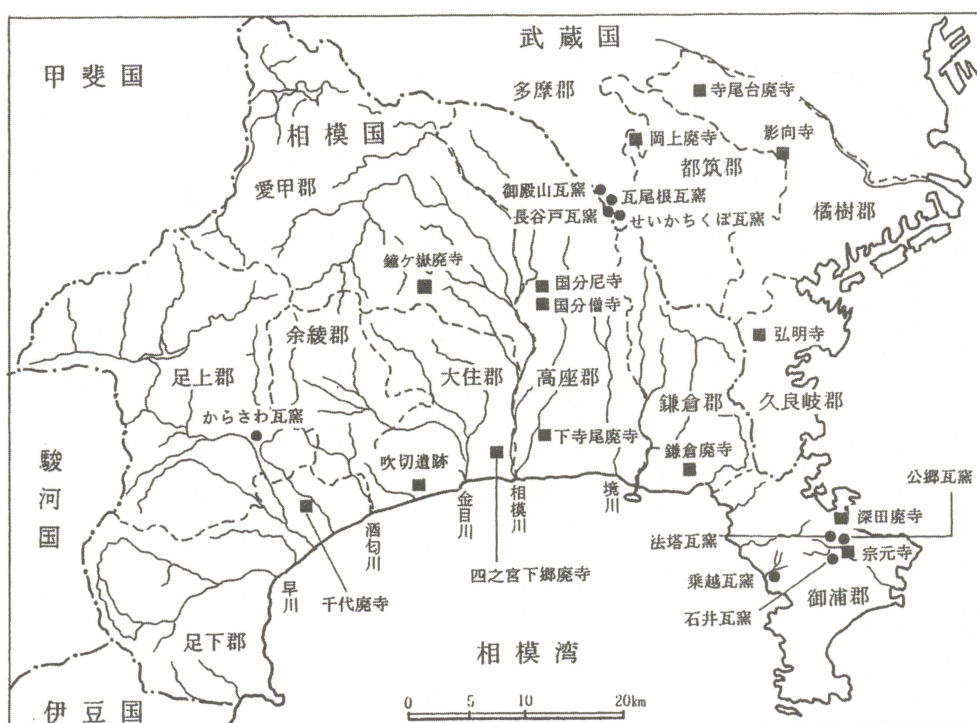


図9 古代寺院と生産瓦窯の分布(文献29より転載)

足上郡には、いまのところ古代寺院の存在は確認されていない。

(1) 千代廃寺

千代廃寺は小田原市の千代台地に所在した奈良時代の寺院址で、現在の台地はかなり変わっており、当時の伽藍状況を確認することは困難になっている。寺院遺構の建物跡がのこる部分は、忠魂碑が建つ「台の塚」と呼ぶところだけのようである。このような状況のなかで、千代廃寺伽藍を前号でも述べたように、石野瑛氏や前場幸治氏が想定する東大寺式の伽藍配置(前号での図3・7)をとった初期国分寺とみるか、それとも河野一也氏や岡本孝之氏が想定するように、法隆寺式伽藍配置をとって国分寺創建期以前からすでに建っていた豪族の氏(私)寺であったとみるのが問題になってくる(河野 一九九三、岡本 一九九八)。

東大寺式か、法隆寺式かの伽藍を考える場合に、創建期段階の屋瓦がいつの時期まで溯るのが重要な課題となる。現時点で出土している瓦類をみるかぎりでは、八世紀第Ⅰ四半期の創建年代が考えられ、後者のような伽藍をとった可能性が高い。しかしながら法隆寺式伽藍配置であったとしても、河野氏の場合は西向きに、岡本氏は北向きで復元しており(図10)、必ずしも一致した見解にはなっていない。

こうした復元ができあがる理由の一つに、昭和三十五(一九六〇)年に赤星直忠氏が台の塚の一部をトレンチ方式で発掘しており、その範囲で礎石が据えられていた部分の根石と思われる礫群を数箇所確認しているが、全体の礎石配列が把握できるまでの検出状況には至っておらず、そこを塔跡とみるのか、それとも中門跡と考えるのか、遺構の性格を見

極めるまでの成果に至っていないことがあげられる。

すなわち、この跡を前場幸治氏のように中門跡とみて、東大寺式伽藍を展開させるのか、それとも河野氏や岡本氏のように塔跡として、法隆寺式伽藍を展開させるのかの相違である。そして後者は、その塔跡を中心にして地形も考慮しつつ金堂の配置をどの位置に推定したのか、その推察の違いからくる差である。台の塚部分の礎石建物は、今後の金堂や講堂跡の検出によって決定されていくことになるが、それが困難な状況においては、寺域を形成した区画溝の検出とその方位が確定されるならば、堂宇の配置もより想定し易くなるだろう。

田尾誠敏氏が『千代北町遺跡第Ⅶ地点報告書』で示された、これまでの発掘調査地点と瓦出土地の掲載図10を借用してみると(田尾 二〇〇〇)、寺域を占めたと想定される台地には、千代南原遺跡第ⅠⅥ地点、千代北町遺跡第ⅠⅦ地点、千代仲ノ町遺跡第ⅠⅣ地点の発掘調査が行われている。未報告の千代北町遺跡一帯を除いたにしても、現在までのところ明確な寺域区画溝と認定できる溝はまだ確定されていない。

このような現状のなかで、古瓦の年代からすると法隆寺式伽藍配置の可能性が高いものの、「台の塚」の部分を塔跡とみる決定的な根拠に乏しいのであれば、塔と金堂の配置が逆になる中規模な法起寺式伽藍の可能性も視野にいれておく必要がある。このことは千代台地に寺院を建立した豪族がどのような系統の血筋を引く者であったのか、そして地方に寺院を建てることで中央との関係をどのように保持していたのか、またその寺院の周囲にどのような施設が存在したのかという問題にも係わっ

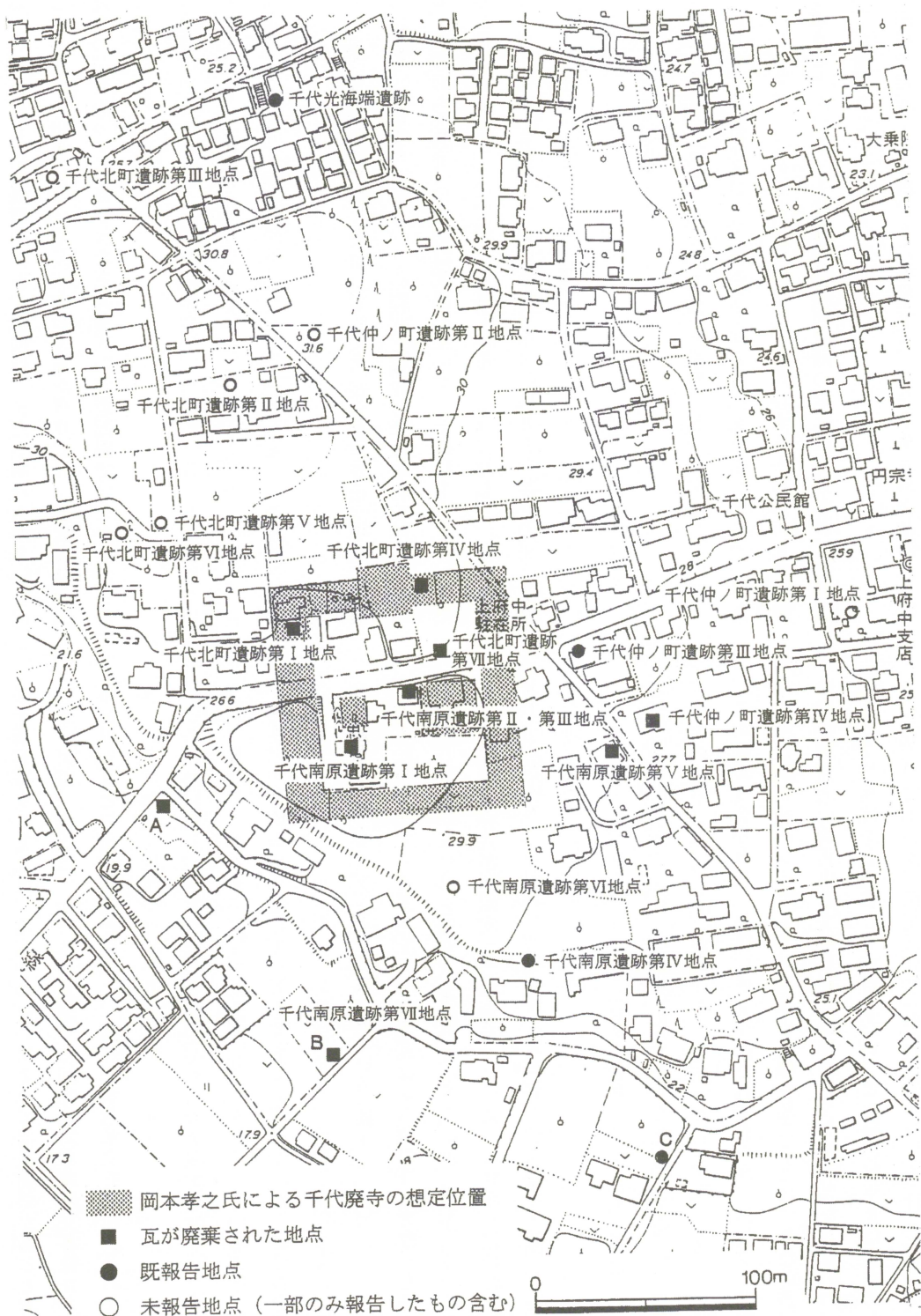


図 10 千代廃寺周辺の調査地点と瓦出土状況（文献 34 より転載）

てくる。いずれにしても伽藍の配置や規模は、まだ不明な点が多いと言わざるをえない。出土している瓦類からみるかぎりでは、聖武天皇の国分寺建立の詔に沿って建立された東大寺式の伽藍配置ではなかったことだけは確かなのである。

千代廃寺で出土している文様瓦のなかで、古相の一群として位置づけられる軒丸瓦に、三重圏縁が主体の細弁十六葉蓮華文(図11-1・2)、複弁十葉蓮華文(3・4)、鋸歯文複弁十葉蓮華文(5)があり、これに素縁の複弁十葉蓮華文(6)が加わる。量的には三重圏縁のものが主体であり、素縁のものは少ないのではないかと推察される。花卉の形態は「細弁」と「複弁」の二種が基本になっており、この細弁と複弁とでは中房の形状に違いがある。すなわち「複弁」の中房は突出していて、その径も大きく、また蓮子の配置は一十六+一〇で統一されている。これに対して、細弁蓮華文のほうは十六葉で共通してはいるが、中房の作り方や蓮子の配置が異なっている。1は中房が二重の圏縁で表されて弁区よりも窪んでおり、蓮子の配置は一十六+一〇となる。しかし2は、突出した中房であり、蓮子が一十五+一〇で配されている。

軒平瓦は二重弧文(7)がみられ、重弧文系軒平瓦を基本にしている。これらの重弧文系軒平瓦は、重圏縁や素縁の軒丸瓦が組合わさっていたとみてよいだろう。このことは松田町庶子に所在するからさわ瓦窯の製品でも窺うことができ、千代廃寺創建期段階の屋瓦はからさわ瓦窯製品ですべてが賄われていたとみられる。

三重圏縁や素縁なる細弁十六葉蓮華文、複弁十葉蓮華文と鋸歯文複

弁十葉蓮華文軒丸瓦は、蓮華文の違いによって前後関係があると考えている。河野一也氏は、からさわ瓦窯での細弁十六葉蓮華文と複弁十葉蓮華文軒丸瓦との出土関係からみて、複弁十葉蓮華文を先に、その後細弁十六葉蓮華文を位置づけている(河野一九九三)。

この見解に対して、筆者は三重圏縁細弁十六葉蓮華文軒丸瓦(1)の側面に評期を思わせる針書文字の「大佃工廿□」が刻まれていること、中房が隆帯の二重圏縁で、全体の作りも入念であることから、逆に細弁十六葉蓮華文から複弁十葉蓮華文への変遷で捉え、複弁十葉蓮華文が細弁十六葉蓮華文を介在させて展開したとみている(國平二〇〇二)。

次の段階で出てくる瓦当文に、軒丸瓦は十六個の珠文を配した珠文縁の複弁八葉蓮華文(8)と単弁八葉蓮華文(9・10)の二種があり、このほかに素縁の素弁六葉蓮華文(11)が加わっている。これら三種の軒丸瓦に対して、軒平瓦には外区に珠文を配した重廓の均正飛雲文(図12-15)と葡萄唐草文(16・17)の二種がある。

この二種の軒平瓦のほかに、注目すべき瓦当文として、前場幸治氏が『国分寺古瓦拓本集 第一 相模篇』に載せている昭和三十三(一九五八)年出土の唐草文(図14-20)をあげることができる(前場一九八四)。

この唐草文軒平瓦は、外区に珠文が配されておらず、飛雲文や葡萄唐草文とは別系統のものである。全体の文様を知ることにはできないが、国分寺創建期の均正唐草文軒平瓦とは蔓の巻き具合が異なるものの、類似した文様構成をとることで注目したい。この種の軒平瓦は現在のとこ

ろこれだけであるが、前場氏が「これと対をなした鐙(軒丸―筆者)瓦が

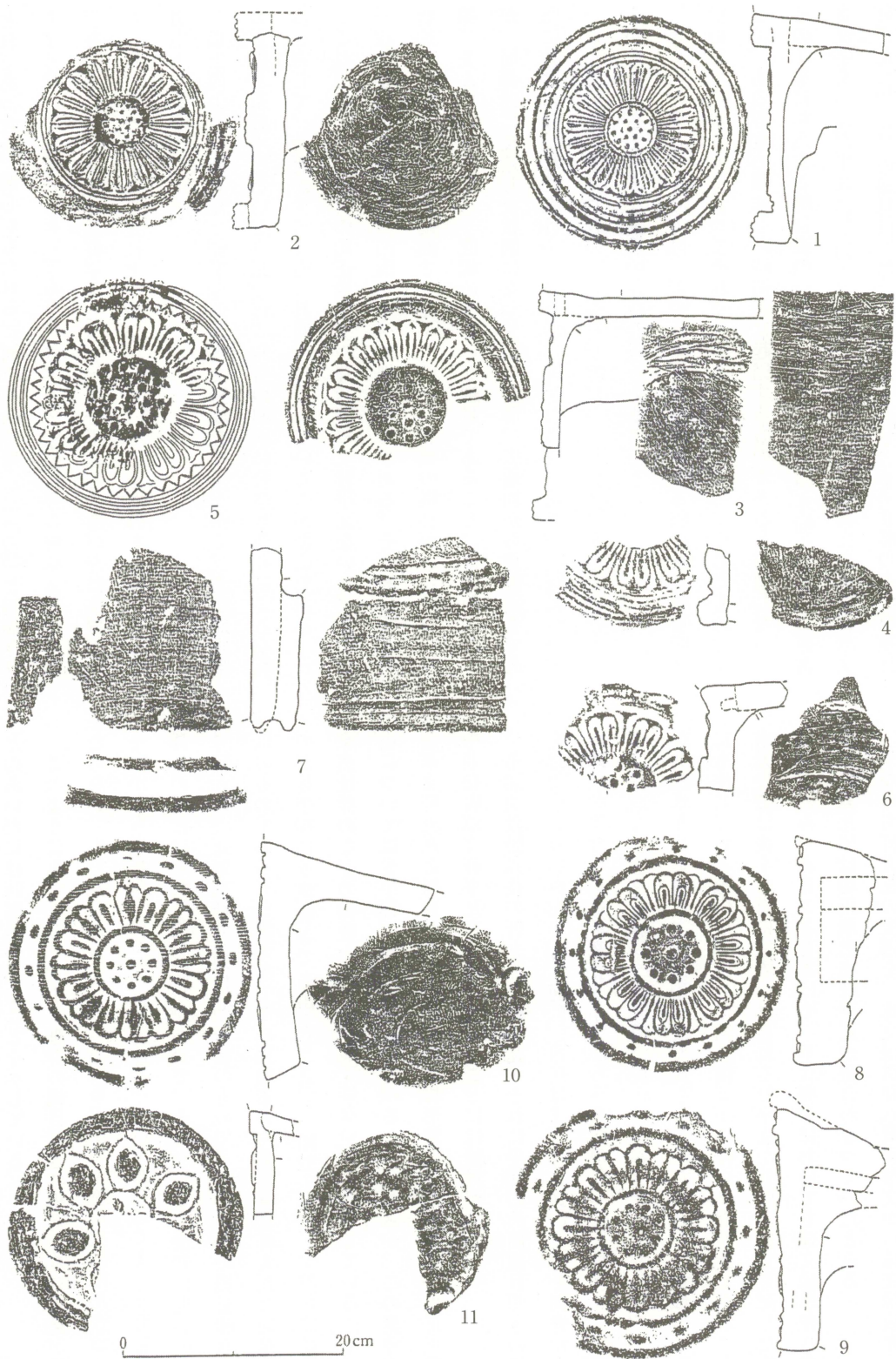


図 11 千代廃寺出土の瓦類〔1〕(文献 11・32 より転載)

どれであつたか、関心がもたれる」(同古瓦拓本集 一一〇頁)と指摘されるように、千代廃寺においても珠文を配さない均正(?)唐草文軒平瓦が存在していて、重弧文系軒平瓦と珠文縁系軒平瓦とのあいだに位置づけられる、この均正唐草文軒平瓦が介在していた可能性のある資料として注目しておきたい。

以上のような軒丸瓦と軒平瓦の瓦当文構成をなすなかで、創建期段階の重弧文系軒平瓦ないし平瓦類は、布目の凹面に桶巻き作りによる小札痕を有して、凸面がすべて格子目叩きになっているのが特徴である。

これに対して、後者の均正飛雲文や葡萄唐草文軒平瓦ないし平瓦類は一枚作りによるもので、凸面がすべて縄目叩きである。その縄目叩きの状態は、広端面から狭端面まで五―一〇センチ幅の縄目がきれいに一直線で並んでいるⅠ群、一直線のきれいな縄目であることには変わらないが、局部的に交差した状態になっているⅡ群、広端面から狭端面までの間に数段に分かれた縄目がつくⅢ群、細目の縄目が詰まって密についているⅣ群、逆に撚り具合の粗い縄目が雑につくⅤ群とに大きく分けることができ、さまざまな縄目叩きを看取しえる。

こうした縄目のあり方は、軒平瓦や平瓦を成形する際の粘土板を叩き締める工具が工人によってそれぞれ異なっていたことで生じたものではなく、ある程度の制作した時間差に起因するものであると見做したい。

そのⅠ群に相当する縄目痕の一例が、凸面に「石田一斗加沙八升」と篋書き文字を刻んだ平瓦(13・14)である。珠文縁の均正飛雲文や葡萄唐草文軒平瓦(15・17)の縄目はⅣ群に相当するもので、Ⅰ・Ⅱ群のような縄目

とのあいだには時間差があることを示している。

このようにみえてみると、Ⅰ―Ⅲ群の縄目叩きに相応する軒平瓦が見当たらない。もしかしたら、これに当たるのが均正唐草文軒平瓦(20)ではないかとも考えたくなるが、推測の域をでない。おそらくⅠ・Ⅱ群とⅣ・Ⅴ群との間にはかなりの時間差があつて、そのなかでも後者に近いのが素縁素弁六葉蓮華文軒丸瓦(11)と一緒のもので、Ⅲ・Ⅳ群の縄目叩きに類似のものであろうと考える。この素縁素弁六葉蓮華文軒丸瓦と同範のものが愛甲郡鐘ヶ嶽廃寺でも出土しており(図32-1)、その瓦窯は南多摩窯址群のなかの御殿山六・八号窯ではないかと推察している。その理由については愛甲郡の鐘ヶ嶽廃寺で述べることにするが、この素弁六葉蓮華文軒丸瓦と組合わさる軒平瓦の文様形態はまだ不明で、均正飛雲文や葡萄唐草文軒平瓦をそれに当てることには無理がある。

創建期段階以後の軒丸瓦と軒平瓦、それに平瓦の凸面縄目叩きの違いを以上のようにみた場合、河野一也氏はまず軒丸瓦の変遷を間弁が入った珠文縁単弁八葉蓮華文(9・10)から珠文縁複弁八葉蓮華文(8)で位置づけ、「単弁」から「複弁」への展開で捉えている。その理由として、同じ珠文縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦が横須賀市宗元寺でも出土しており、これにも生じている范傷が一致して同じ范型から作られた製品であること、宗元寺では後半段階に位置づけられる軒平瓦が外区に珠文を配した均正飛雲文のみであることをあげて、千代廃寺においても珠文縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦には均正飛雲文軒平瓦が組合わさっていたとみる。

すなわち軒丸瓦の変遷を、珠文縁単弁八葉蓮華文から珠文縁複弁八葉

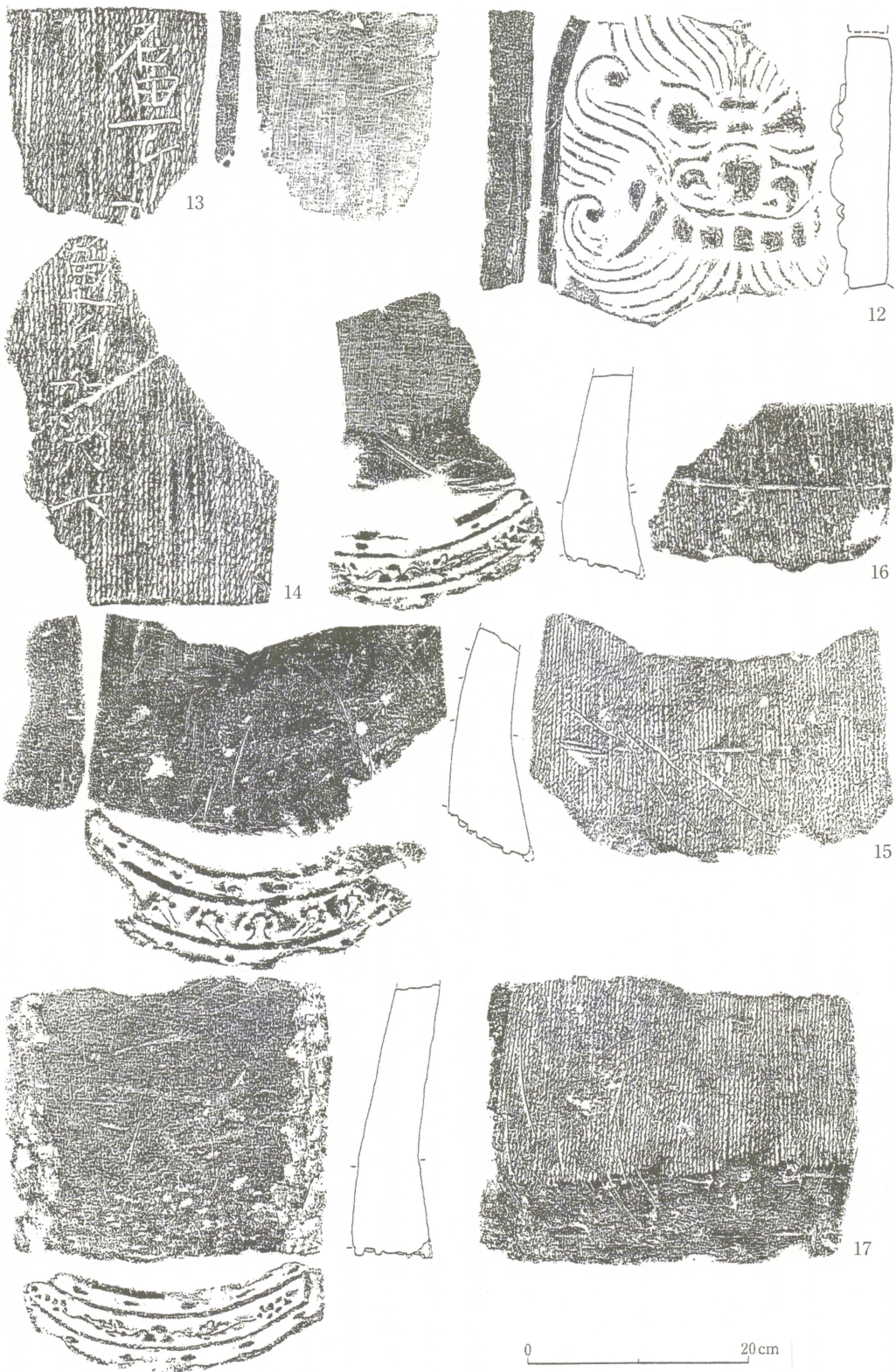


図 12 千代廃寺出土の瓦類〔2〕(文献 32 より転載)

蓮華文で捉えて、宗元寺と同様に、千代廃寺の単弁八葉蓮華文軒丸瓦も均正飛雲文軒平瓦が組合わさるとみるのは至極当然なことのように思えるが、その後に位置づける珠文縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦は、珠文縁葡萄唐草文軒平瓦と組合わさるたことを意味することにもなるのである。

最終段階の軒平瓦に葡萄唐草文をあててことは、千代南原遺跡第Ⅲ地点と千代北町遺跡第Ⅶ地点(図10)で検出された一・二号溝とほかの遺構との関連性、そこから検出された土師器類の年代、および一緒に出土する瓦類の組成とそれらに含まれていた葡萄唐草文埴(図14・19)の分布状況などを総合しても頷ける(塚田・野内 一九八六、田尾 二〇〇〇)。しかし筆者は、軒丸瓦の変遷については逆に珠文縁複弁八葉蓮華文から珠文縁単弁八葉蓮華文で捉え、珠文縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦を最終段階に位置づけて、葡萄唐草文埴のあり方とも併せて、それと組合わさったのが葡萄唐草文軒平瓦であるとみる(國平 二〇〇二・二〇〇三)。

こうした考えは前にも若干ふれたが、珠文縁を形成した複弁八葉蓮華文軒丸瓦の弁区にみる「複弁八葉蓮華文」は、創建期段階からの重圈縁や素縁系軒丸瓦の弁区を構成した「複弁十葉蓮華文」の「複弁」を変形させて生まれたもので、弁数が「十葉」から「八葉」へ減じたぶんだけ間弁は幅広の構成をとっている。すなわち複弁八葉蓮華文を前段階からの複弁形を踏襲して現われた図柄と見做すのであり、さらにこの図柄を基にして考案された文様が、国分尼寺創建期の珠文縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦にみる「単弁蓮華文」とするのである。

千代廃寺での珠文縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦を介して、国分尼寺の珠文

縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦へ展開することに相模国分寺建立に関する事情が内包されており、この瓦当文は八世紀中葉ころの所産とみたい。もし河野氏の見解をとるならば、葡萄唐草文軒平瓦と一緒に出土する在地産土師器は一〇世紀中葉ころのものが大半を占めており、古く見積もって一〇世紀前半ということになる。そうすると筆者が考えることとはかなり違ったものになり、賛同しがたい理由がここにある。

では、いつなのか。この珠文縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦の年代を、岡本東三氏は八世紀第Ⅰ四半期とみている(岡本 一九九六)。第Ⅰ四半期まで溯らせると、創建期段階の屋瓦を供給したからさわ瓦窯の年代とに関わってくる。筆者は珠文縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦と組合わさる軒平瓦や平瓦は凸面が縄目叩きによるものとみているので、八世紀第Ⅰ四半期まで溯らせることは難しく、八世紀第Ⅱ四半期後半代から第Ⅲ四半期前半にかけての相模国分寺が建造されていく直前の瓦当文とみる。

千代廃寺創建期の屋瓦をからさわ瓦窯からの供給とみた場合、その操業開始の時期がいつであったのか、この問題についてはからさわ瓦窯で検討する。その後の珠文縁の複弁八葉蓮華文・単弁八葉蓮華文軒丸瓦、均正飛雲文・葡萄唐草文軒平瓦、ⅠⅤ群にみる縄目叩きの平瓦はどこで生産されたのか、その瓦窯の所在はまだ不明である。しかしそれぞれの胎土を観察すると、からさわ瓦窯製品とも共通する鉱物組成を認めることができ、近在での生産を想定することも可能である。こうしたなかで注目したいのが、鬼瓦(12)と瓦塔(18)の出土である。

鬼瓦は髭が強く巻きあがり、鼻から眉間にかけて縦方向の範傷が認め

られる。全体の容貌や髭の巻き具合は、相模国分僧寺の鬼瓦とよく似ている(図13)。河野一也氏によると、千代廃寺の鬼瓦はからさわ瓦窯の製品ではないという。また有吉重蔵氏のご教示によれば、同範の鬼瓦が武蔵国分僧寺の創建期段階金堂(Ⅰb期Ⅱ天平感宝元(七四九)年Ⅰ天平勝宝七(七五五)年)でも出土しており、この鬼瓦は稲城市大丸に所在した大丸一・二号窯で焼成されたものであることが分かっている(原田 一九四四、宇野 一九六三、有吉 一九九五)。武蔵国分僧寺創建期金堂の鬼瓦と千代廃寺のものを比較した場合に、前者は後者の範傷がさらに進んだ段階の範型が使用されている。こうした現象は、千代廃寺鬼瓦の範型を相模国から武蔵国へ移した時期が七四九年前後であったことを示唆するもので、武蔵国分僧寺創建期金堂の年代観と範傷の進み具合による時間幅を考慮するならば、千代廃寺の鬼瓦が作られた時期は、八世紀第Ⅱ四半期でも後半の七四〇年代に位置づけられるのではなかろうか。

この鬼瓦の年代観と併せて瓦塔をみると、屋蓋(18)は竹管押圧で表現



図13 千代廃寺と相模国分僧寺の復元鬼瓦

された軒丸瓦や丸瓦の部分、裏面の隅木や垂木にみる入念な表現方法からすると、八世紀第Ⅱ四半期後半代から第Ⅲ四半期にかけて存在したものと考えられよう。この他にも斗拱や基壇を表した初軸の部分も出土していて(大坪 二〇〇〇)、千代廃寺には礎石建築の塔とは別に、瓦塔も

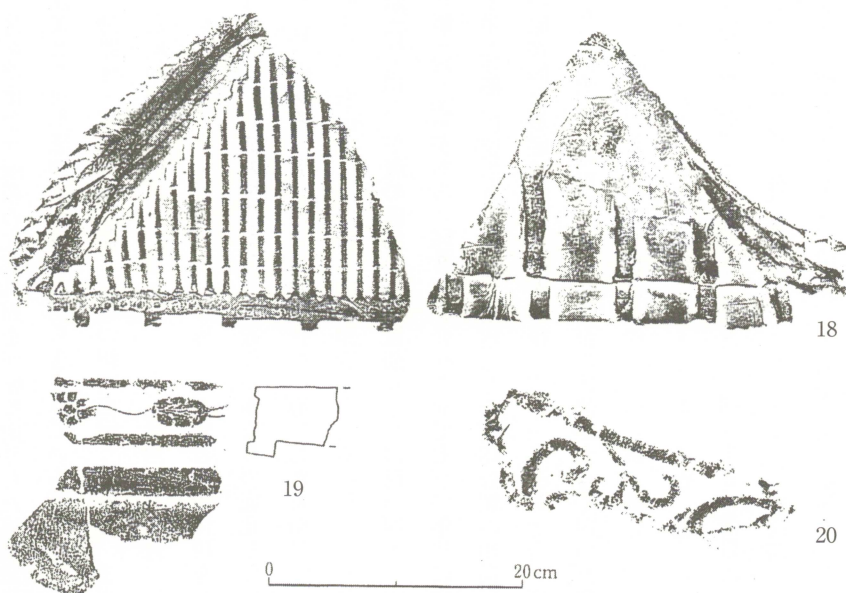


図14 千代廃寺出土の瓦類〔3〕(文献19・34より転載)

確実に併置されていたことを物語っている。

八世紀中葉ころの千代廃寺がおかれた環境を考える場合に、まず注目したいのが千代台地南縁の低地にあたる千代南原遺跡第Ⅶ地点(図10)の調査成果である。第Ⅶ地点ではA・D地区が発掘されており、なかでもC地区では、延暦十九(八〇〇)年か延暦二十一(八〇二)年に降灰した純火山灰層で覆われた多量の土器・瓦・木製品類が台地側から投棄された状態で出土している(小池ほか二〇〇〇)。

その土器には、須恵器の蓋・坏・高台付坏・埴・高坏・甕・長頸瓶・壺・甕、土師器の坏・埴・甕が含まれている。須恵器の蓋・坏には、古いものに七世紀第Ⅳ四半期から八世紀初頭にかかるころ(湖西編年第三期第3小期後Ⅱ六八―Ⅶ〇一年)の擬宝珠形鈕付きで身受けの返りがある口径七・六センチの坏蓋(図15-1)、口径七・六―九・四センチ台の蓋受けの返りが口縁よりわずかに出る丸底の坏身(2・3)、八世紀第Ⅰ四半期から第Ⅱ四半期(湖西編年第四期第1小期―第3小期Ⅱ七〇一年―八世紀第Ⅱ四半期前半)のなかに位置づけられる擬宝珠形鈕で口縁部が強く折り曲がる形態の蓋(4・6)、高台付坏(7・8)があり、これらの一群で大半が占められる。高坏、甕(9)、長頸瓶(10)、頸部外面に櫛歯波状文や線刻波状文を施した甕(11・12)も八世紀第Ⅰ・Ⅱ四半期を中心とした時期(湖西編年第三―Ⅳ期相当)と考えられ、製品の多くが湖西古窯跡群とみられる(後藤一九八九)。蓋(4)は口径一一センチの内面に朱墨痕が見られるもので、朱墨用の硯として使用されたことを示している。このほかに八世紀第Ⅲ四半期ころかと思われる、胎土中に白

色針状物質を含んだ比企丘陵産の底部外周を回転篋削りした埴や鈕部天井の周縁を窪ませた鈕形態の蓋が少量ながら含まれている。

在地産の土師器坏・埴類も須恵器と同様の傾向を示している。まず七世紀末から八世紀初頭のものに、口径一三・二―一五・四センチ台の横撫でした口縁部が外反し、半球形に篋削り整形した丸底との境に稜を有する坏Ⅰa類(13・14)、同様の技法をとって底部がかなり平底化している坏Ⅰb類(15・16)がある。七一〇―二〇年代を中心にしたものに、底部がさらに平底化し、横撫でした口縁部幅が顕著にみえる口径一四センチ台の坏Ⅰc類(17・18)、平底の底部のみを篋削りした口径一四―一六センチ台の坏Ⅱ類(19・20)がある。坏Ⅱ類を介在させて七三〇年代に底部際の口縁部下半(体部)に篋削りを加えて出現したのが坏Ⅲ類の相模型坏である。その原初的な形態にあたるのが口径一六―一八センチ台、底径一二―一二・五センチ台、器高三・五センチ台の体部が大きく開いた皿状の坏Ⅲa類(21・22)で、これと坏Ⅱ類は相伴している例が多い。次にくるのが口径一五―一六センチ台、底径一一―一〇センチ台、器高四センチ台の坏Ⅲb類(23・24)で、これよりさらに一回り小さい法量のものがある。口径一四・五―一五センチ台、底径一一―一〇センチ台、器高四―三センチの坏Ⅲc類(25・27)である。口径一六・六センチ、器高六・八センチの外反した短い口縁部の坏Ⅰa類(28)は、坏Ⅲb類か坏Ⅲc類に伴うとみられる。坏Ⅲb・Ⅲc類の法量をとる一群は、綾瀬市宮久保遺跡井戸址出土の天平五(七三三)年銘木簡との同伴関係からみて、七四〇―六〇年代のなかに位置づけえると考える。坏Ⅲc類や坏Ⅰa類よりもさらに小

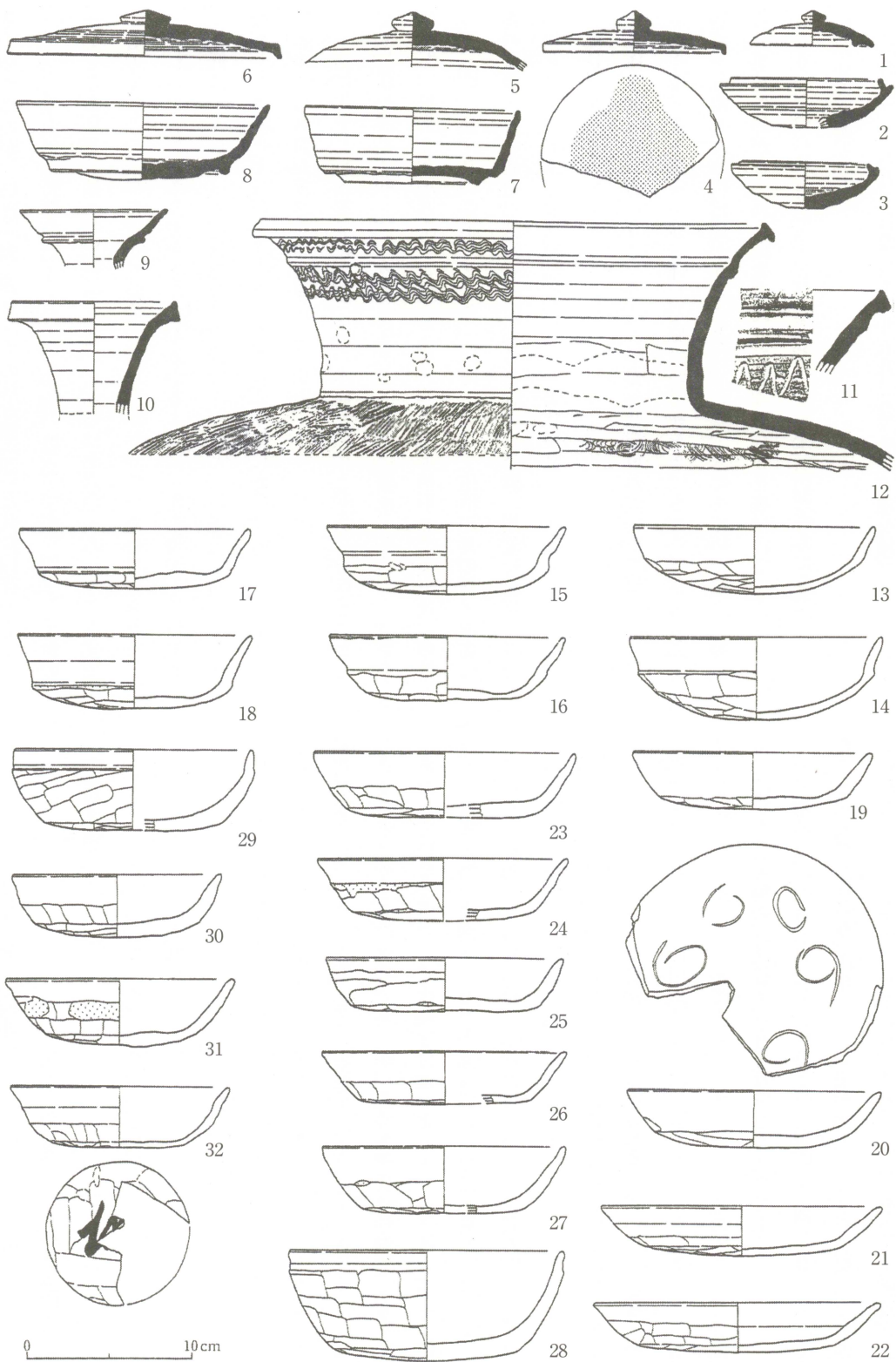


図15 千代南原遺跡第Ⅶ地点C地区出土の土器類(文献41より転載)

さくなくなったのが、口径一四・四センチの埴^ハ類(29)と共に口径一三・一三・九センチ台、底径八・二―一〇センチ台、器高三・七―四センチ台の法量をとる坏Ⅲd類(30―32)である。これらは七六〇―八〇年ころまでのもので、この一群に比企丘陵産の須恵器が伴っていたと考えられる。

これら土器類のあり方からみても分かるように、廃棄物が千代台地側から低地―C地区の湿地部分は水路であつたとする考えもある―へ投棄した時期は七世紀末から八世紀第Ⅲ四半期にかけてのことで、土師器の多くは八世紀前半までに集中している。

一緒に出土した木製品には、二点の木簡(図16―33・34をはじめとして木簡状板製品(35―39)、祭祀や儀礼具としての斎串(40・41)、ささら棒(42)、鐮形(45)・丸木弓・刀子形(47・48)・刀子柄形(46)の形代、琴柱(49・50)、農工具の鋤柄・えぶり・田舟・大足、生活用具の椀・曲物の蓋や底板・槽・組合せ式脚台・糸巻きの横木・下駄、用途を特定できない抉りや穿穴のある板状製品(43・44)、箸状製品、棒状製品、そして建築部材らが含まれている。

多様な木製品のあり方は、台地に祭祀や遊戯らの儀式を管轄したり、織物作業、農工具を一括管理した施設の存在を予測させる。さらに須恵器蓋を転用した朱墨用硯があることは、ここで朱墨を用いた照合や補注らの事務処理が行われた出先機関的な施設の存在を裏付けていよう。

こうした視点にたつて、一号木簡(33)、一号木簡(34)をみてみたい。

【一号木簡釈文】

・(合点) 八月三日前遣米四斗五升二合又〇(下部欠損)

八月四日〇〇四斗

〔〇一九型式 二一六×三四×三ミリ〕

【二号木簡釈文】

・「 〇〇運三遍積 阿(下部欠損)

〇人麻呂

〔〇八一型式 二一八×五三×四ミリ〕

一・二号木簡の釈文と解釈については平川南氏の報告をはじめとして(平川二〇〇〇)、神奈川地域史研究会主催のシンポジウムでも多様な解釈がなされている(小池・鈴木・荒井・岡本・関・河野二〇〇〇)。

まずC地区の当時の景観であるが、荒井秀規氏は低湿地でも水路部分にあたつていた場所で、千代廃寺付近の北方か、足下評・郡家と推定される下曾我遺跡で廃棄されたのが流れ着いた地点と見做している。水流していた川を想定するならば、木簡だけでなく、形代などの祭祀具やほかの木製品も投棄した本来の地点から離れていることになる。土器や瓦はその場に水没し、木質材は浮遊した後の堆積とするのは、出土状況からみても考え難い。木質材にある程度の浮遊があつたにしろ、台地縁に形成された水溜まりの沼地を想定すべきであり、その沼地に木製品も共に捨てられたとみるべきであろう。すなわち二点の木簡は、寺院が占地していた台地側の諸施設の存在を反映した史料である。

一号木簡は、「八月三日」までに残った「遣米」が「四斗五升二合」であつたこと、「八月四日」も「四斗」「二」の米が残つたことを記録したもので、表面の「二斗」から下の欠損部には「又」以下二行にわたって割書が記され

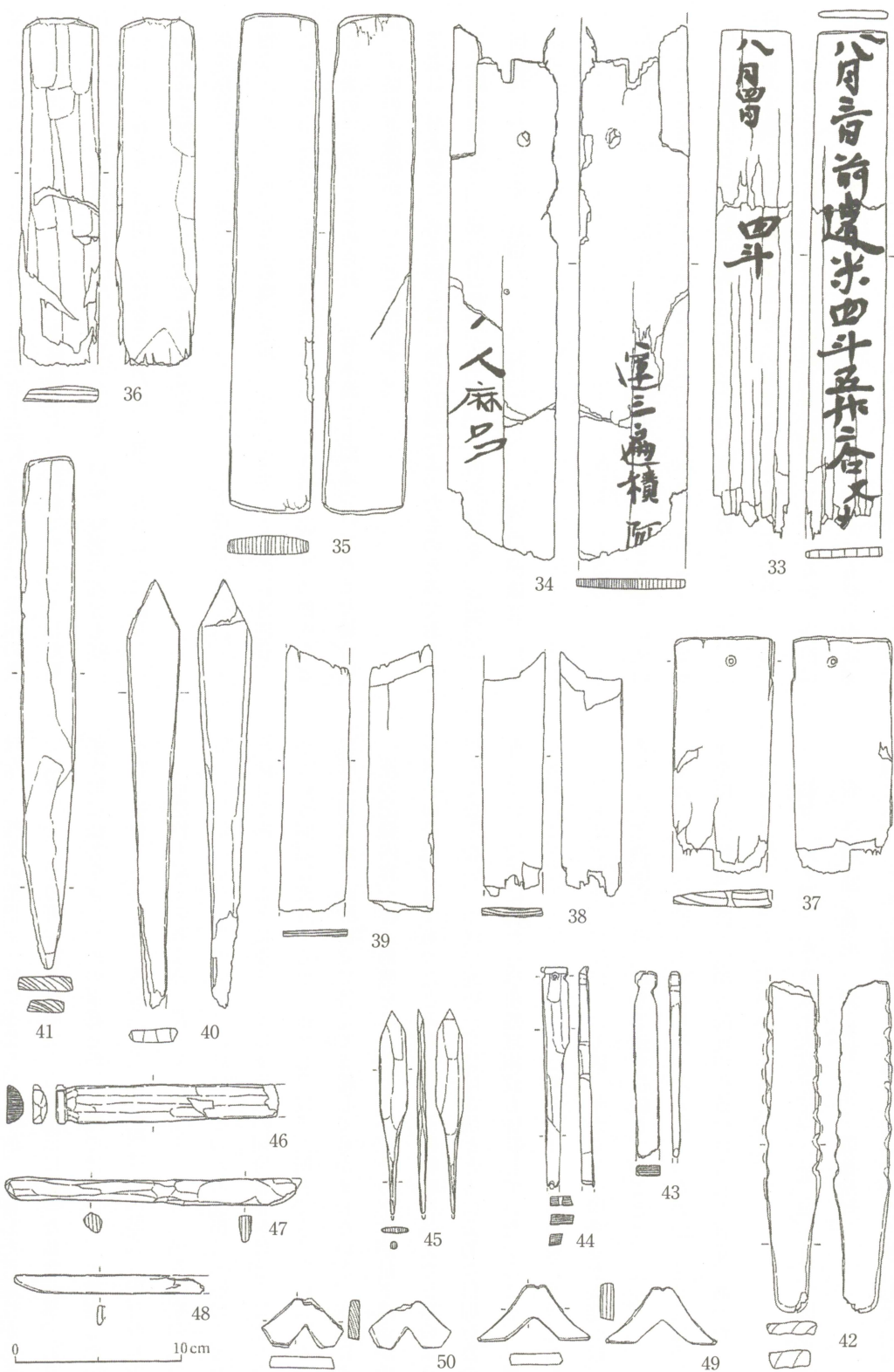


図 16 千代南原遺跡第Ⅶ地点 C 地区出土の木製品 (文献 41 より転載)

ていたとみられている。「八月三日」の右上端にある合点は、遺米の量を再度確認した際のチェックか、事務処理上の照合かでチェックした墨印で、カード式帳簿の木簡であったことを示している。割書の部分も残っていたら内容がさらに明らかになるのだが、遺米を月日ごとに記録したその用途を説明することが重要な解決となる。

荒井秀規氏は米の用途や發送元らを検討して、①下曾我遺跡(官衙)↓日粮米・公廩米、儀式などの臨時支出、②千代廃寺↓寺家の日常消費、法会などの臨時消費、③下曾我遺跡(官衙)↓千代廃寺(官寺)の僧侶などへの給米の三案にまとめられ、二号木簡とも関連づけて考えた場合には、③案の可能性が高いことを指摘する。

筆者は一号木簡と二号木簡とは一連の行事によったものとみており、二号木簡の解釈を「□運」名の僧侶が、「阿□」＝阿弥陀経を、「三遍積」＝三回読誦したことを、裏面の「□人麻呂」か、「□人麻呂」が確認したことの記録であるとみる。関和彦氏が指摘されるように、「阿□」と墨書した範囲は空白になっていた部分で、あとで追記したとみるのが自然な筆跡である。すなわち読経される經典名をあとで記入できるように空白部分にした書式の木簡が準備されていたことを示唆している。おそらく他にも僧侶名と回数を事前に記した書式の木簡が準備されていて、読経が済み次第、準備された木簡にその經典名を追記録したと推考する。すなわち二号木簡からは阿弥陀経の読経を知るとどまるが、空白にした部分に後で經典名を記入する書式を考えれば、ほかにも經典が読誦されたことを暗示しており、「□運」名の僧一人が読経していたわけ

はなく、複数の僧侶が一同に参集して集中的に読経した可能性があるのではないか。その可能性とは中央からの指示によった仏教行事であり、集中的に法要を営むための事務処理の一環ではないか、と推察したい。それを監督したのが「□人麻呂」で、彼は国師か国師代行の行政官であった可能性も考えられよう。従って、カード式一号木簡を国家の仏教行事の費用にあてた遺米の記録とみれば、その米の支出は当然のことながら国府であったことになる。では支出先の国府と正倉はどこに在ったのかという問題に波及するが、筆者自身はまだ明言できる段階にはない。実際は郡家が一時的に立て替えて支給してもかまわないが、木簡にみる一連の記録内容や書式形態を考えたときに、その主体が足下郡家か氏寺レベルの読経行為であったとみるのは、その範疇を越えた仏事のように思えてならない。千代台地の一帯には寺院とともに公的な信仰行為を管理していた役所に代わる事務処理施設も併存していたからこそ、C地区の出土品にみるような結果になったのであり、この現象は八世紀前半から八世紀第三四半期にかけての七四一年から相模国分寺が機能しはじめまでの相模国内の政治的な事情を反映しているのと考ええる。

ではこうした仏教行事を執り行ったのはいつなのか。荒井氏は千代廃寺を国分寺創建以前の定額寺制度で位置づけられた官寺であったとし、

『続日本紀』天平二十(七四八)年五月八日条

勅令^ニ天下諸国^ヲ奉^ニ為^ニ太上天皇(元正)^ノ。毎^ニ至^ニ七日^ニ。国司自親潔^{ミツカラ}齋^シ。皆請^ジ諸寺僧尼^ノ。聚^メ集^{ヘテ}於^ニ一寺^ニ。敬礼読経^セ上。

を例にあげ、④案で各種法会に参集した僧侶の場合も検討している。筆

者もこうした法要を想定するのであるが、仮に天平勝宝八(七五六)年五月二日に崩御された太上(聖武)天皇や元正太上天皇に関わる齋会にあてた場合の一号木簡とに三カ月もの日数が過ぎた読経となつて違和感がある。また天平宝字五(七六一)年六月七日条の光明皇太后の一周忌齋会とするのも同じことで、「八月三日」・「八月四日」に近い記事内容と「阿弥陀経」をキーワードにするならば、光明皇太后の七七忌に関わる記事として、『続日本紀』天平宝字四(七六〇)年七月二十六日条

設^ツ皇太后七々齋^ヲ於東大寺并京師諸小寺^ニ。其天下諸国。毎^レ国奉^レ造^リ阿弥陀浄土画像^ヲ。仍^ニ計^テ国内見僧尼^ヲ。写^{サシメ}称讚浄土経^ヲ。各於^テ国分金光明寺^ニ礼拝供養^{セシム}。

を挙げることができる。七七忌の法要であれば、四九日後のことは事前に分かつていたわけであり、中央からの伝達が周到になされておれば、「七月二十六日」の記事と「八月三日」とにそれ程の矛盾をきたさない。

すなわち一号と二号木簡は、天平宝字四年七月二十六日の光明皇太后の七七忌の供養に関連したもので、その齋会——遺米は齋食によるものか——が千代廃寺で執り行われたことを示すもの、と推考する。

ではなぜ、『続日本紀』にいう「国分金光明寺」が千代廃寺であらねばならないのかというと、荒井氏の考えとも共通してくるが、筆者は千代廃寺を海老名市所在の国分僧寺が完成するまでのあいだは僧寺の役割を負っていた寺とみており、僧寺が果たすべき造仏や經典の安置、読誦もこの寺でなされていたと考えるからである。しかし千代廃寺は、中央からすれば地方の寺であつて、国分寺ではない。そのために千代寺院を定額

寺に定めて機能させたことは充分に考えられるわけであり、国分僧寺完成までの一時期を、国府は千代寺院にあてていたとみる。

このことを端的に物語るのが瓦塔の出土であつて、天平二十(七四八)年十月に写経所で完成した、聖武天皇の金泥金光明最勝王経は、諸国の国分僧寺七重塔に納められることになつていたが、相模国はまだ七重塔に安置できる状況にはなかつたために、それに代わる瓦塔を千代の寺院に備えて、それに仮安置したと考える。この瓦塔を天平二十年前後のものとすれば、どこから持ち込んだ製品であつたのか。おそらく、それは武蔵国で作られたもので、この瓦塔と鬼瓦とは無関係ではなかつた。千代寺院鬼瓦の範型を武蔵国へ移すということは、足下郡の郡司層レベルの裁量で行えるようなものではなく、国司か国府が係わつて可能なことであつた。瓦塔も武蔵国分僧寺金堂鬼瓦と同様に大丸窯で焼いた可能性もあるが、この問題は今後の検討課題として、この時期の相模国司が千代寺院と密接に関係していたことは否定できない。

天平二十(七四八)年前後の瓦塔、一・二号木簡を天平宝字四(七六〇)年とみるならば、七六〇年の時点でも相模国分僧寺はまだ建築中であつて、そこで読経できる状況にはなかつたことを裏付けてもいる。

次に、天平二十年以降から天平宝字四年ころに焦点をしばらくながら、千代廃寺創建期の屋瓦を供給したからさわ瓦窯をみることにする。

(2) からさわ瓦窯

千代廃寺から直線距離にして約八キロ離れた、酒匂川を溯つた足柄上郡松田町庶子の下位段丘面に四基の瓦窯が存在している(図17)。

昭和四十四(一九六九)年に三上次男・赤星直忠氏によって三号瓦窯が発掘調査され、地下式無階有段式甕窯であることが判明した(赤星一九七〇)。

その後、昭和五十九・六十(一九八四・五)年に、吉田章一郎氏を調査団長として、一・二・四号瓦窯と炭窯の五号窯が発掘され、一号瓦窯が有階有段式、二・四号瓦窯が無階有段式で、操業はまず東側に位置した第二支群の無階有段式甕窯の三号瓦窯から始まって無階有段式の四号瓦窯へ移り、その後、西側第一支群の一・二号瓦窯へと移ったことが明らかにされた(清水一九八六・八九)。操業過程に基づいて窯構造の変遷をみると、河野一也氏が指摘されるように、第一支群の一・二号瓦窯も二号→一号瓦窯の変遷をとり(河野二〇〇〇)、基本的には一基単位の操業で営まれており、有階有段式甕窯で終焉したとみるべきであろう。

四基の瓦窯のほかに、四号瓦窯の東側斜面には八基の横穴墓が存在し、なかでも四号瓦窯に近い一・三号横穴墓のうち、一・二号横穴墓の墓道は重複して、一号→二・三号横穴墓の新旧関係を示し、二号横穴墓の墓道が四号瓦窯焚口部前庭に接している。各横穴墓には追葬もあるが、一号横穴墓で須恵器甕(図18-3)、二号横穴墓で甕(4)と長頸瓶(8)、三号横穴墓で甕(3)と長頸瓶(6・7)、土師器杯(1・2)が出土している。甕と長頸瓶の形態からは、一号横穴墓が古く、二・三号横穴

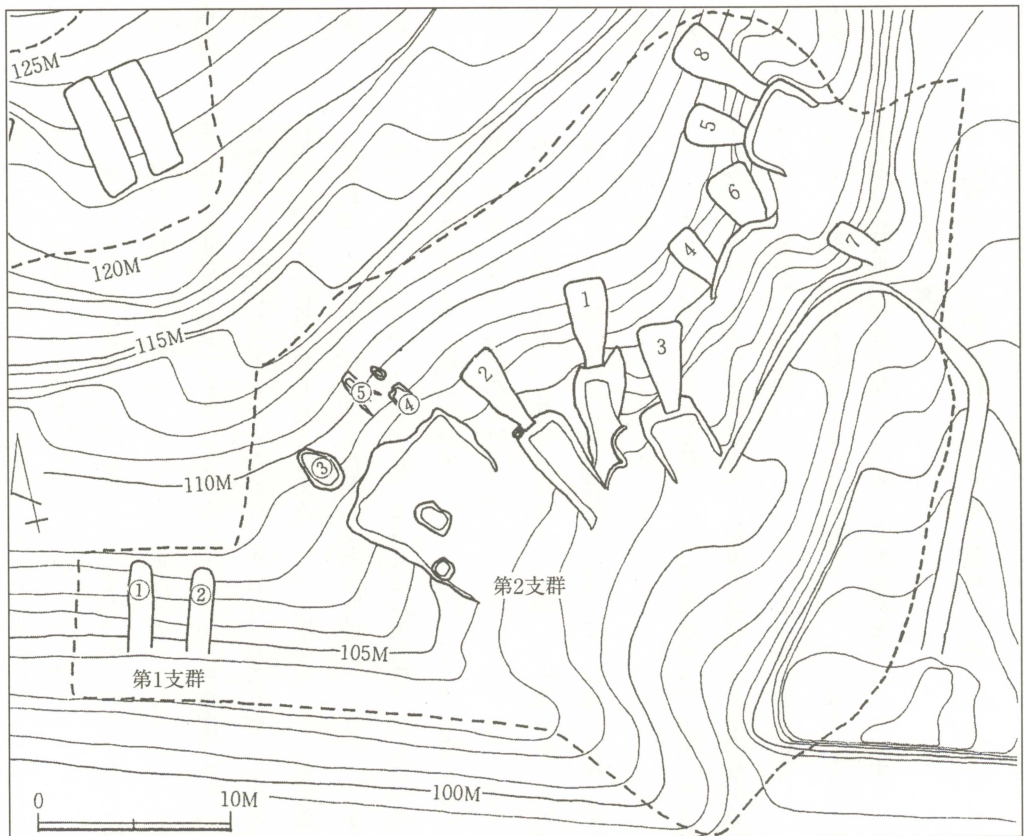


図17 からさわ瓦窯〔①～④〕と横穴墓の分布(文献53より転載)

墓のほうが新しいことを示している。そして二号横穴墓と三号横穴墓との新旧関係を長頸瓶の口唇部や肩部の器形で比較すると、三号横穴墓が二号横穴墓よりも古く、三基のなかでは二号横穴墓が最も新しい。三基の築造と追葬は七世紀末から八世紀初頭にかけての近接した時期とみられている（清水ほか一九八九）。

これらの須恵器類は湖西窯跡群の製品とされ、甕(3・4)が湖西編年の第Ⅲ期第3小期前(六七一一六八一年)、甕(5)が第Ⅲ期第3小期後(六八一―七〇一年)に對比される。長頸瓶(6・7)が第Ⅲ期第3小期後、長頸瓶(8)が第Ⅳ期第1小期(七〇一―七一五年)に位置づけられる。

二・三号横穴墓出土の甕と長頸瓶とは逆転した関係になるが、追葬によって生じた現象とみればそれ程の矛盾はない。そして二号横穴墓の墓道がさほど埋まらない時期に、四号瓦窯の平瓦が入り込む状況にあり(約一〇センチ浮いた層位)、四号瓦窯焚口部前庭(作業場)の下層からは在地産の土師器坏(図18・

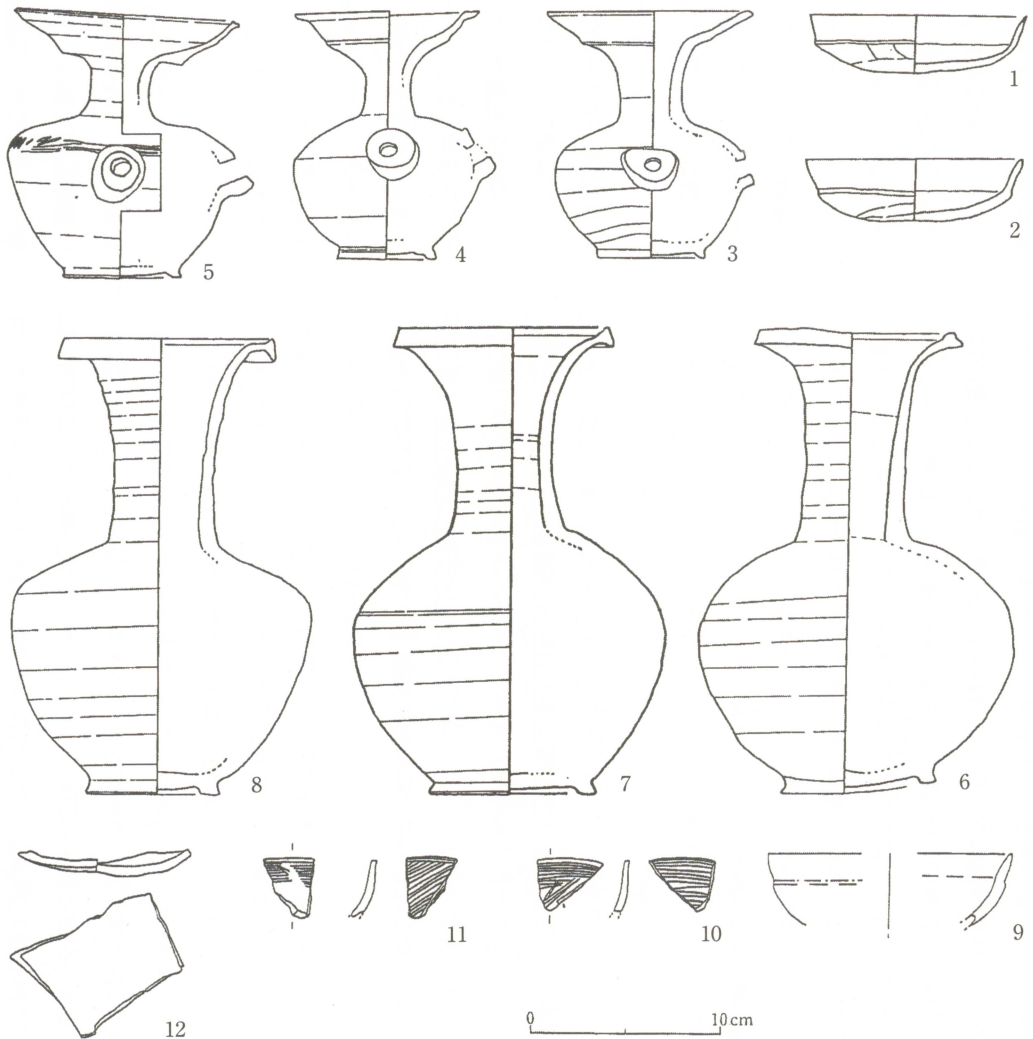


図18 横穴墓出土の土器〔1～8〕と4号瓦窯出土の土器〔9～12〕（文献53より転載）

9)や畿内系暗文坏(10・12)が出土している。坏類は八世紀第Ⅰ四半期のうちに位置づけられるもので、四号瓦窯の操業が二号横穴墓追葬期と並行した七一五～二〇年代までのうちにあった蓋然性が高い。操業過程に基づいて三号↓四号↓二号↓一号瓦窯の順に瓦の構成をみていくと、次のようになる。

最初に開窯した三号瓦窯の焼成室有段部分には平瓦や丸瓦が敷かれている。軒丸瓦に三重圏縁の複弁十葉蓮華文(図19・5・6)と鋸歯文複弁十葉蓮華文(7)がある。5の複弁蓮華文先端は丸まって中央にわずかな反りを持ち、中房が直径七センチほどで突出し、蓮子の配置は一十六＋一〇である。軒平瓦では段頸の四重弧文(8)が出土している。軒平瓦や平瓦、隅切瓦の凸面叩きは波状文のB類、斜格子のE・F類がみられる。

四号瓦窯も焼成室有段部分に平瓦や丸瓦が敷かれている。製品には、軒丸瓦の素縁複弁十葉蓮華文(4)、三重圏縁の鋸歯文複弁十葉蓮華文と細弁十六葉蓮華文(1・3)、軒平瓦に段頸の五重弧文(9)がある。

このほかに丸瓦、平瓦、隅切瓦がある。平瓦類の凸面叩きは平行四辺形と三角形の組合せによるA類、B類、正方形格子のC類、正方形格子と格子の一部が割れて三角形になったD類、E・F類がみられる。素縁複弁十葉蓮華文軒丸瓦(4)の内区や中房は三号窯のものと同法が同じで、範型を変えたものと思われる。三重圏縁細弁十六葉蓮華文軒丸瓦(1)の細弁蓮華文は中央に一条の子葉が入ったもので、中房が直径四・四センチの大きさで突出し、蓮子は一十五＋一〇で配されている。

二号瓦窯には焼成室の階段構築材に四号瓦窯から持ち込んだとされる

E・F類叩きの平瓦が大量に使用されていた。四重弧文軒平瓦(10)も段の補強材として使用されたもので、これも四号瓦窯の製品であった可能性がある。二号瓦窯で焼かれた瓦当文の分かるものに軒丸瓦の三重圏縁の部分だけがあり、丸瓦との接合方法から細弁十六葉蓮華文とみられている。二号瓦窯で焼成された平瓦は凸面叩きがE・F類だけである。

一号瓦窯で出土した瓦も多くが階段構築材に使用されていたもので、焼成品には丸瓦、平瓦、堤瓦がある。文様瓦の実態はわからない。平瓦類の凸面叩きはE・F類で占められている。

清水信行氏は、「二号横穴墓の墓道部がさほど埋まっていない時期に、既に四号窯の操業が開始されていたと思われる。からさわ窯を開いた者が、横穴墓の存在を知らながら同じ場所に窯を築いたということは、窯の開かれた年代、窯の操業主と横穴墓の被葬者との関係という問題を考えるうえで、重要な事実である」(一線は筆者)と指摘する。

四号瓦窯の操業期を七一五～二〇年ころの霊亀・養老年間におくと、その前の三号瓦窯開窯期は七一〇年ころにくる蓋然性が高く、元明天皇治世の創建寺院瓦窯となってくる。また二号瓦窯焼成室の階段構築状態を考えると、四号瓦窯と二号瓦窯ともそれほど時間幅はないと思われる。そして三号瓦窯と絡めて二号横穴墓の被葬者を考えると、瓦生産に携わった者の可能性が高く、また横穴墓群域を形成して最も斜面下位にある七号横穴墓出土の在地産土師器坏や須恵器広口長頸瓶は、その後の八世紀前半の中頃のもので、横穴墓群のなかに瓦窯操業期と並行した被葬者がいたことは否定し難く、瓦工人集団との関係を濃くしている。

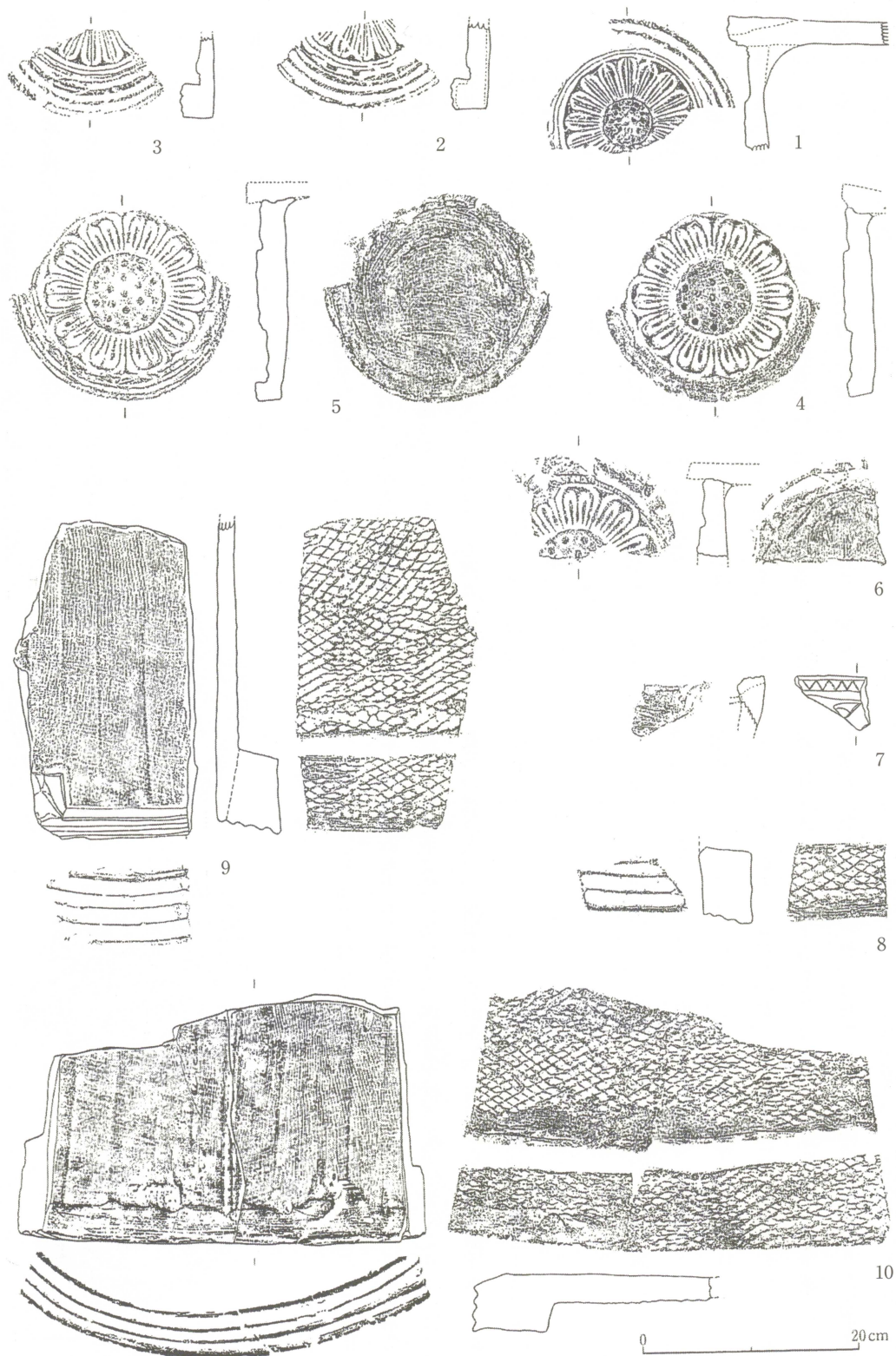


図 19 からさわ 2・3・4 号瓦窯出土の軒丸瓦と軒平瓦 (文献 52 より転載)

二号横穴墓と三・四号瓦窯との関係、四号瓦窯から二号瓦窯へと焼成室構築材が移ることの関連性をこのようにみてくると、二号瓦窯の操業も七二五年ぐらいまでのうちにあって、一号瓦窯の操業が仮に八世紀第Ⅱ四半期にかかっていたとしても、千代寺院の主たる堂宇は第Ⅱ四半期初めごろまでにはあらかた完成して機能していた時期にあったと考えるべきであろう。そうでなければ、千代南原遺跡第

Ⅶ地点C地区で出土した土器類の多くが八世紀前半代までに集中していることの、千代寺院や周辺施設の機能を反映したものにはならない。

これに対して河野一也氏は、千代寺院は「八世紀初頭頃に地鎮祭が行われ、造成、基壇築成、上棟の後に霊亀年間(七一五～七年)頃から屋瓦が葺き始められ、順次堂宇の屋根を葺き、天平感宝元年(七四九)には葺き終えて、莊嚴な須弥壇などが完成に至るまでにはさらに十年を越える年月を要した」と推定して、「からさわ瓦窯の最盛期を神亀年間(七二四～九年)から天平初年(七三〇年代)」にあてる(河野二〇〇〇)。

ということになると、千代寺院の造営は着手から内部装飾までを含めた完成に半世紀もの歳月を要したことになる、足下郡に建立された氏寺の建築に費やされた期間が長すぎるように思え、いささか疑問である。からさわ瓦窯の操業開始期を七一〇年頃とみるか、それとも霊亀年間(七一五～七年)ごろからとみるかで約五年ほどの差が生じるが、その差の違いはむしろ河野氏の年代観のほうに整合性があるのではないかととも考えられる調査事例を次にあげてみる。

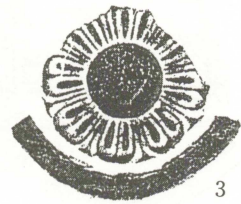
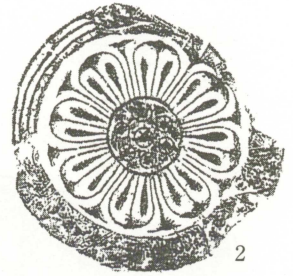
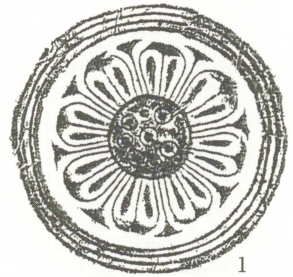


図20 篠場3号瓦窯の軒丸瓦
(文献54より転載)

平成十五年に静岡県浜北市根堅に所在する篠場^{しのば}瓦窯三基が発掘され、三号↓一・二号瓦窯の順で操業変遷が捉えられている。古い三号瓦窯では、四重圈縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦(図20-1・2)、川原寺式系の素縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦(3)、四重弧文軒平瓦が出土している。次の二号瓦窯の窯体内から重廓連珠文軒平瓦、灰原からは四重圈縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦と四重弧文軒平瓦、川原寺式系素縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦が出土しており、一号瓦窯では窯体内や灰原で竹管文軒平瓦や無文軒平瓦が多く検出されている(静岡県埋蔵文化財研究所二〇〇四)。

発掘担当者の武田寛生氏によると、三号瓦窯と二号瓦窯灰原出土の四重圈縁や川原寺式系の複弁八葉蓮華文軒丸瓦はほぼ同じもので、素縁を除いた軒丸瓦や軒平瓦は四重圈縁と四重弧文が基本で、ほかの形式は認められないという。これらの軒丸瓦や軒平瓦には須恵器を伴っており、蓋・坏・高台付坏による形態比較から三号瓦窯が七世紀末葉、一・二号瓦窯が八世紀初頭に位置づけられている。四重圈縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦(1・2)の中房は突出して圈縁が巡り、1は周環を有する蓮子が一+

八で配されている(A類)。2は中房がA類よりも小さくなっている、周環を有する蓮子が一十六で配されている(B類)。また川原寺式系素縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦(3)は、比較的に大きな中房で、周環を有する蓮子が一十五で配されている(武田二二〇四a・b)。

篠場瓦窯での七世紀末葉の三号瓦窯と八世紀初頭の二号瓦窯から出土した四重圈縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦を、からさわ三・四号瓦窯出土の三重圈縁複弁十葉蓮華文軒丸瓦とで比較した場合に、「複弁八葉蓮華文」のほうが後者の「複弁十葉蓮華文」より古いことは明らかで、蓮子の配列はむしろ後者が古い様相を具えている。蓮子構成の違いに地域性を加味してみても、両者の間に一〇年よりも一五年ぐらいの時間幅をおく河野氏の考えのほうにむしろ妥当性があるのではないかとも思える。

いずれの年代をとるにしろ、からさわ瓦窯からみた千代寺院の創建が八世紀第I四半期前半代にあったことは間違いなさそうである。

(3) 吹切遺跡

足上郡と足下郡に接した余綾郡には、吹切遺跡がある。この遺跡の位置は、千代廃寺、大住郡の四之宮下郷廃寺、高座郡の下寺尾廃寺、鎌倉郡の鎌倉廃寺がともに相模湾岸に沿って並んでいる。そして千代廃寺と同じからさわ瓦窯の製品、千代廃寺には見られない御浦郡の法塔瓦窯系製品も採集されている古瓦の散布地である。しかし、廃寺と認定できる礎石や遺構の実態はまだ不明である(赤星一九七九)。

遺跡は中郡大磯町国府本郷の国道一号線とJR東海道線とに挟まれた小字吹切と小字中丸地区にかかる一帯の畑地で、長谷川が大きく東に折

れる南側に所在する。

この辺りは、当時の余綾郷にあたる。

瓦類は山田一男氏によって採集され、からさわ瓦窯の瓦には凸面をきれいに削った軒丸瓦(図21-1)、凹面に桶巻き作りの小札痕を有して凸面が格子目叩きの平瓦(2-6)がある。平瓦の格子目叩きには、D類(3)、E類(2)、F類(4・5)、G類(6)がみられる。軒丸瓦(1)の瓦当部は剥落しているが、接合部の丸瓦先端がV字形に切り込まれているので、三重圈縁十六葉細弁蓮華文であったことを示している。

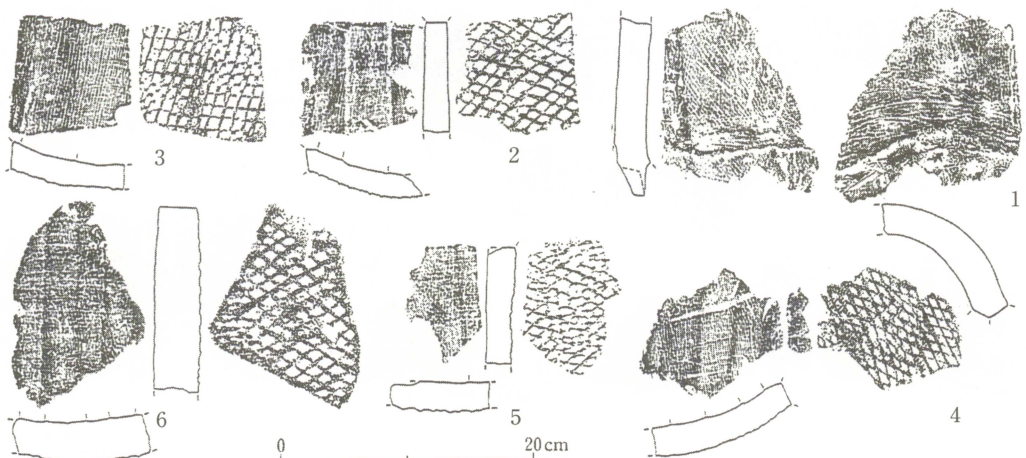


図21 吹切遺跡出土の瓦類[1] (文献32より転載)

平瓦にD類の格子目叩きが含まれていることは、からさわ三・四号瓦窯の操業初期から吹切遺跡にも持ち込まれていた可能性があることを示唆している。またE・F類やG類の存在は、一・二号瓦窯が操業した時期の製品も供給されたことを示すもので、量的には不明ながらも千代廃寺と同様の供給であったことを裏付けている。

からさわ瓦窯製品とは別の、縄目叩きを基調にした御浦郡の法塔瓦窯系製品である丸瓦(図22-7)、平瓦(8・9)も含んでいる。丸瓦と平瓦の凸面は縄目叩きの後に篋削りを加えたもので、平瓦の凹面に小札痕のこる。同様の技法で、凸面を篋削りしない縄目叩きのままの丸瓦(10)と平瓦(11)もみられる。これの生産瓦窯はまだ不明である。両者は桶巻き作りで縄目叩きを基本にしていることからほぼ同時期の製品とみられ、からさわ瓦窯製品と共に使用された八世紀第Ⅰ四半期から第Ⅱ四半期にかかるころのものとみてよいだろう。このほかに、一枚作りによる平瓦(14・16)、丸瓦(12・13)が含まれている。平瓦の凸面縄目叩きは14がV群、15がI・II群、16がIV群に相当する。

瓦の採集量は少ないものの、法塔瓦窯系製品が加わることを除けば千代廃寺とよく似た様相を呈し、規模は不明であるが、寺院の可能性が極めて高い遺跡といえる。河野一也氏は吹切遺跡や千代廃寺の造営を、『続日本紀』の神護景雲二(七六八)年二月三日条の「從五位下勲六等漆部直伊波賜^{ニテ}姓相模宿禰^ヲ為^ス相模国造^ト」にみる律令国造と絡めて漆部直一族の故地を師長国であった余綾郡中村郷と推定し、豪族漆部一族との係わりで捉えている(河野一九九三)。

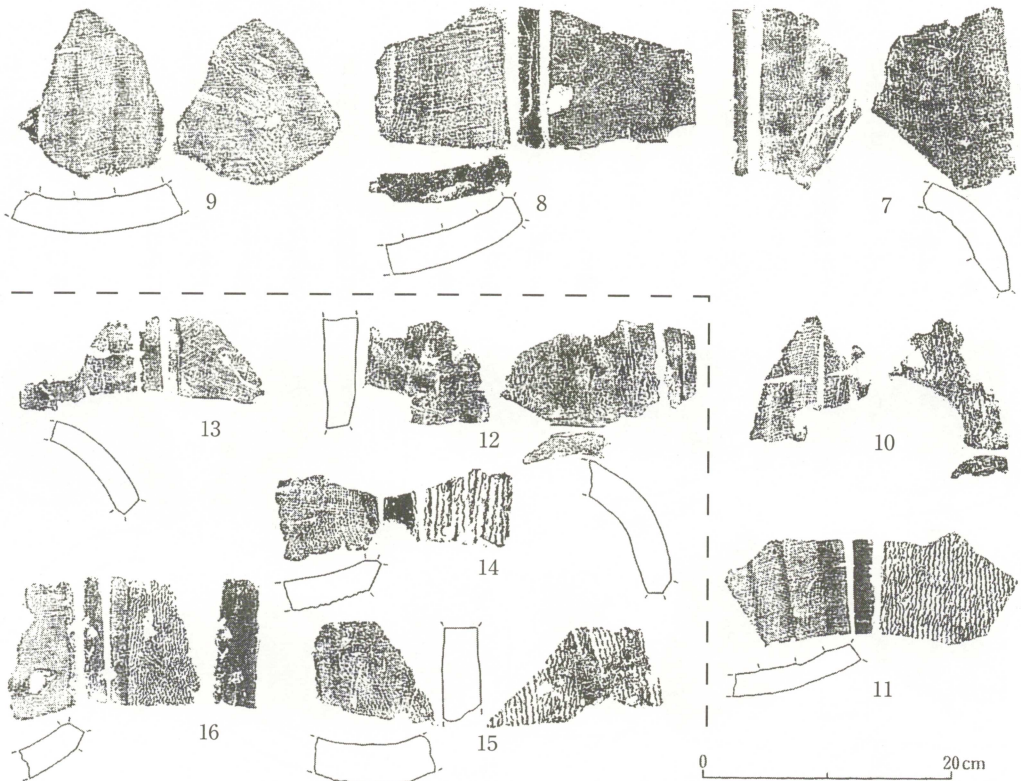


図22 吹切遺跡出土の瓦類〔2〕(文献32より転載)

(4) 四之宮下郷廃寺

大住郡には、平塚市四之宮の高林寺境内に下郷(下ノ郷)廃寺がある。下郷廃寺は相模川を四キロほど溯った西岸の五〇〇メートルほど入った低地砂丘地に位置し、一帯には古代遺構が密集する高林寺遺跡や四之宮下ノ郷遺跡、「国厨」や「大住厨」の墨書土器を出土した稻荷前A遺跡が広がっている(小島 一九八〇・八一、明石 一九九五、青地 一九九九)。

下郷廃寺は日野一郎氏が中心となって昭和三十六年から昭和五十八年まで五次にわたる発掘を行っており、南面した七間×五間の堂址からは小金銅仏首、皇朝錢(富寿神宝・饒益神宝・乾元大宝)、二面硯、風字

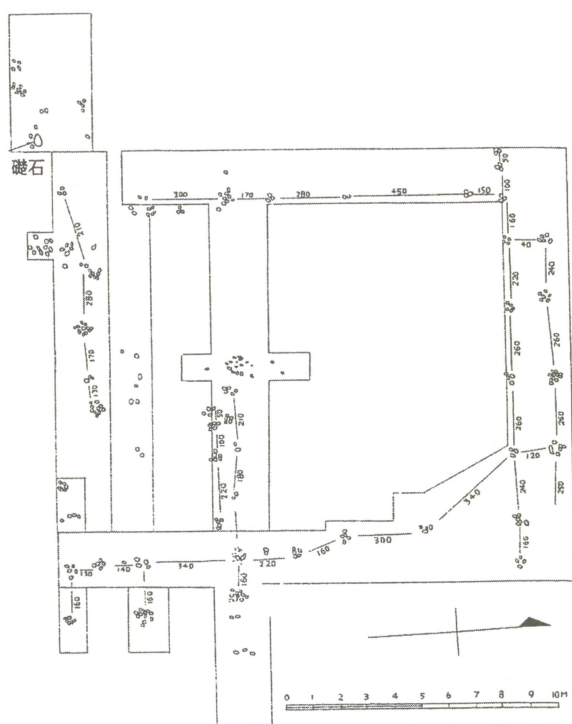


図23 下ノ郷廃寺第1地点根石出土状況(文献64より転載)

硯、須恵器転用硯、土師器、須恵器、緑釉陶器、灰釉陶器、瓦をはじめとして、古代末から中世にかけての常滑・瀬戸窯の陶器、五代〜宋代の白磁などを検出している(日野 一九六七)。

日野氏は、七間×五間の堂址(図23)を平安時代初期寺院の講堂とみなし、瓦片の出土量が少ないことから軒先だけに瓦を用い、上部の大半は草葺きであったと推理した。そして礎石の根石は焼けているが、礎石に被熱した痕跡が認められないことから平安時代初期に建立された寺院が火災に遭い、平安時代中期頃に再建されて鎌倉時代末期には焼失し、その後の礎石はほとんどが各処へ四散して根石だけが残ったと考えた。

その後、周辺一帯にも発掘調査が及んでくると、遺構や遺物は国府に関連した官衙的性質をおびた様相を呈し、小島弘義氏は『四之宮下郷』で「七間×五間の礎石列は中世のものと考えられ、正平七(一二三二)年の紀年銘のある板碑とも関連するものであろうか」と、礎石建物の年代を平安時代とみることに疑問視している(小島 一九八四)。

瓦の出土量で瓦葺き状態が決まるとも思えないが、問題は礎石あるいは礎石面を調整した根石の構築状況がどのようになされていたかである。記録からは窺いえないが、図23にみるような各根石の配置や間隔からすると、坪掘り地業を行ったうえで規則的に礎石が据えられていたとは思えない。すなわち図23左上のトレンチ隅に遺存した一個の礎石からも窺えるように、礎石自体は五〇センチ程度の大きさで、地山に直接根石を敷いて礎石を据えたのではないかと推測され、古代寺院建築の主要な堂宇のように瓦葺き建物の総重量が礎石に集中する築造技術の建造物では

なかったのではないか。仮に七間×五間の礎石建物を講堂とみた場合、ほかの堂宇がどの程度の規模で展開していたのかということにも関連してくるが、発掘された周辺の様子からは、寺院に関連した遺構の拡がりを知ることは難しい状況にあると思える。

その後、日野氏が調査してこられた下郷廃寺関連の一括資料は、平成十年に平塚市博物館市史編さん室へ寄贈され、明石新氏と若林勝司氏が日野一郎先生追悼記念号となった『考古論叢 神奈河』第八集で遺構と遺物から「下ノ郷廃寺跡」の再検討を行っている(明石・若林二〇〇〇)。

まず若林氏が、遺構を第一・二地点調査分を含めて検討し、建物跡の構造を想定①～④案でまとめている。その①案は、日野氏が想定されていたと考えられる建物1(図23の中心部分)で、身舎の五間×三間の側柱に四面廂が付く形式の七間×五間建物を想定するものである。この想定の子舎五間×三間内には束柱が伴うことを前提にしていることであるが、発掘したトレンチ内で身舎の南面桁行柱列と東西二面の廂柱列の根石が検出された箇所は少なく、七間×五間の礎石建物を考えることに無理がある。想定②案(図24右)と③案(図24左)は、①案での身舎部分に礎石があることを前提にして、②案が北面に屏列を設けて、身舎を桁行四間(柱間二・五メートル)×梁行二間(柱間三メートル)にした東西面に廂(柱間一・五メートル)が付く構造の建物2と、その前面に南面した桁行六間(柱間二・五メートル)×梁行二間(柱間三メートル)の建物3、その東側に建物3と並ぶ梁行二間による建物4を置く想定である。この場合の北面屏列は築地か土塀になろうが、南側トレンチ内にある根石群は何

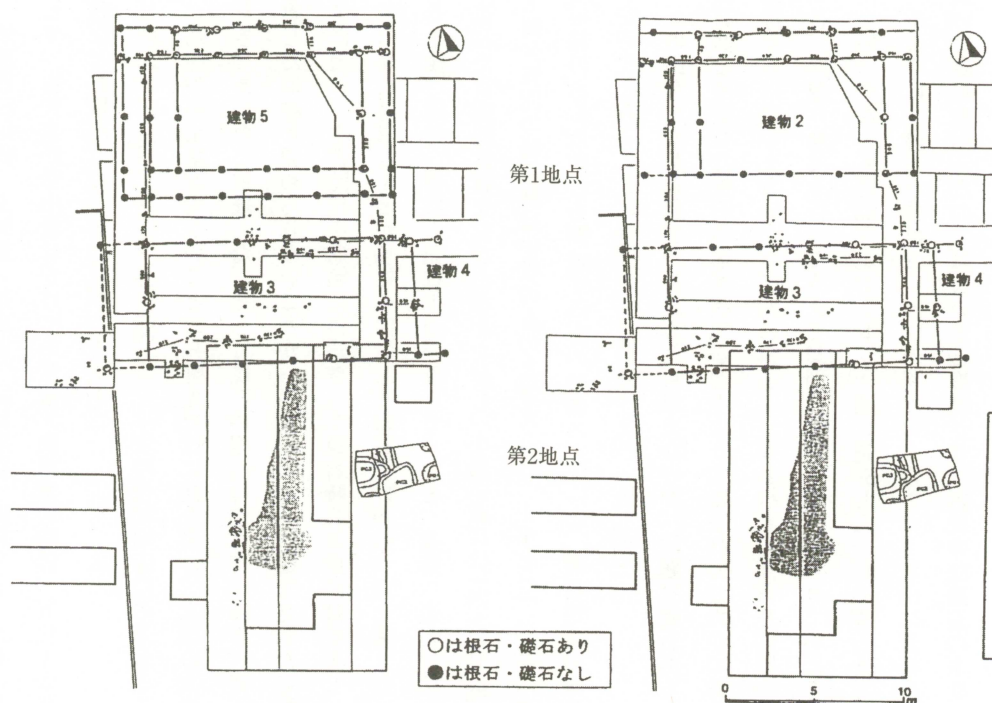


図24 下ノ郷廃寺第1・2地点建物跡配置想定(文献64より転載)

なのかという疑問がのこる。③案は②案の北面屏列と建物2を合わせて建物5の構造で検討したもので、桁行五間×梁行二間の身舎に四面廂が付く。建物5と②案で検討した建物3・4からなるものである。④案は全く別の建物6を想定してみるが、全体の建物群構成をなさない。

これらの想定で③案がもつとも妥当な配置のように思えるが、①案と同様に、礎石や根石が無いところにも柱位置を設定することに不合理な点があることは否めない。若林氏は、根石群を検討するなかで、二時期の建物群が存在していたようであるとし、建物2・3・5の想定からは寺院というよりも官衙的な性格を考えるべきではないかと指摘する。

想定①～③案での再検討からは、廃寺とされてきたのが寺院としての可能性は薄れ、むしろ官衙的建物との見方に傾いている。官衙的な建物とはどのような施設を指すのかというと、再検討の結果をまとめた明石氏は、これらの建物が官衙の一部ならば、国庁以外の主要な施設、とりわけ想定②案の建物2・3のような建物であったとするならば、国司館とも考えられるとし、寺院ならば国府内寺院と考えたいが、七間×五間の講堂とみることに疑問をなげかける。要するに、独立した寺院ではなく、国府に関連していた施設として位置づけようとするのである。

ここでの礎石建物を国衙施設の正倉群とは見做しえないので、瓦葺きの国司館もしくは国府内寺院であるとしたときに、屋瓦との関係へと問題が移ってくる。瓦を検討するまえに、礎石を伴った建物の時期がいつであったのか、まず出土した土器・陶器(図25・26)からみてみよう。

明石氏の整理に基づく、土師器・埴・埴・皿類の内訳は、埴が一六六

点、埴が二五五点、皿が二〇点で、八世紀代と一一世紀代のものは僅かであり、相模型埴に限ってみると、九世紀から一〇世紀代のものに集中している。埴・埴・皿(図25)の時期をみると、相模型埴(1～10)では、九世紀中葉の1、九世紀後半の2・3、九世紀後半から一〇世紀前半にかけての4～10となる。相模型埴ではないが、体部が直線的に開いて平底に木葉痕のある11は一〇世紀後半、口径が七・六～九センチをなして体部無調整のままの12～14は九～一〇世紀代と考えられている。底部外面に達筆な書体で「大住」と墨書された甲斐型埴の15は九世紀後半から一〇世紀前半代とみられる。ロクロ成形による埴・高台付埴の16～18は九世紀後半から一〇世紀代にかけてのもので、同じく埴・高台付埴の19～22が一〇世紀後半から一一世紀前半代である。皿には、八世紀後半の20と、そのほかに九世紀代のものが含まれている。

須恵器の内訳は、埴四一点、高台付埴八點、三足盤一点、硯一点と、埴・壺が六三三點、甕一〇九點である。貯蔵形態の壺・甕が多く、供膳形態の埴・埴の割合は少ない。埴(図26・23)は、口径二二、器高三・五、底径五・四センチの御殿山二五号窯期にあたるもので、一〇世紀第I四半期とみられる。九世紀後半代の御殿山五九号窯期も含まれている。

灰釉陶器の内訳は、埴三一七點、皿一五點、段皿六點、耳皿二點に、埴・壺類が八四四點である。供膳形態の埴が圧倒的な割合を占めている。埴には蛇の目高台風の猿投窯黒笹一四号窯式の26をはじめとして、方形高台で口唇部の外面から内面全体に灰釉が掛かる黒笹一四号窯式の24、同じ器形をなして口唇部内外面に一条の沈線が巡っている黒笹一四号窯

式でも新段階の25、内面底部を硯に使用したとみられている黒笹一四号窯式新段階の31、意図的に体部上半を打ち欠いて朱墨用の転用硯にした黒笹九〇号窯式の29、三日月高台をなして漬け掛け釉による折戸五三号窯式並行期の30とがある。なお30は東海地方の製品とみられるもので、体部外面に「長」の異体字が墨書されている。皿には方形高台をなす黒笹一四号窯式の27、三日月高台の黒笹九〇号窯式の28がある。いずれも見込み部が研磨されていて、墨痕が認められることから硯として使用されたとみられている。これらの灰釉陶器碗・皿類は、黒笹一四号窯式から黒笹九〇号窯式が主体であり、それに折戸五三号窯式並行期段階を含む時期までを示している。その年代を斎藤孝正氏の編年観でみると、九世紀中葉頃から一〇世紀前半にあたる(斎藤 一九九三)。

緑釉陶器の内訳は、碗二九一点、稜碗一八点、輪花碗八点、皿一点、段皿二点、花文把手付瓶二点、蓋四点、香炉二点、唾壺一点で、多彩な様相をみせている。稜碗32が黒笹九〇号窯式、獸足付段皿33が黒笹一四号窯式、段皿34が黒笹九〇号窯式、皿で内外面に緑釉で緑彩されている35が黒笹九〇号窯式、外反した口唇部の口縁部片と方形高台をなす碗36・37が黒笹一四号窯式、方形高台をもつ碗38・39が黒笹九〇号窯式、蛇の目高台の碗40が黒笹一四〇号窯式段階、平高台で内面に陰刻花文を施した碗41は京都産、外面に陰刻花文を施した蓋42・43が黒笹九〇号窯式、内面に陰刻花文を施した輪花碗44が黒笹九〇号窯式、外面に緑釉で花文を緑彩した碗45が黒笹九〇号窯式、輪花碗46が折戸五三号窯式、削出し高台で内面に陰刻花文を施した碗47は京都産、内面に陰刻の

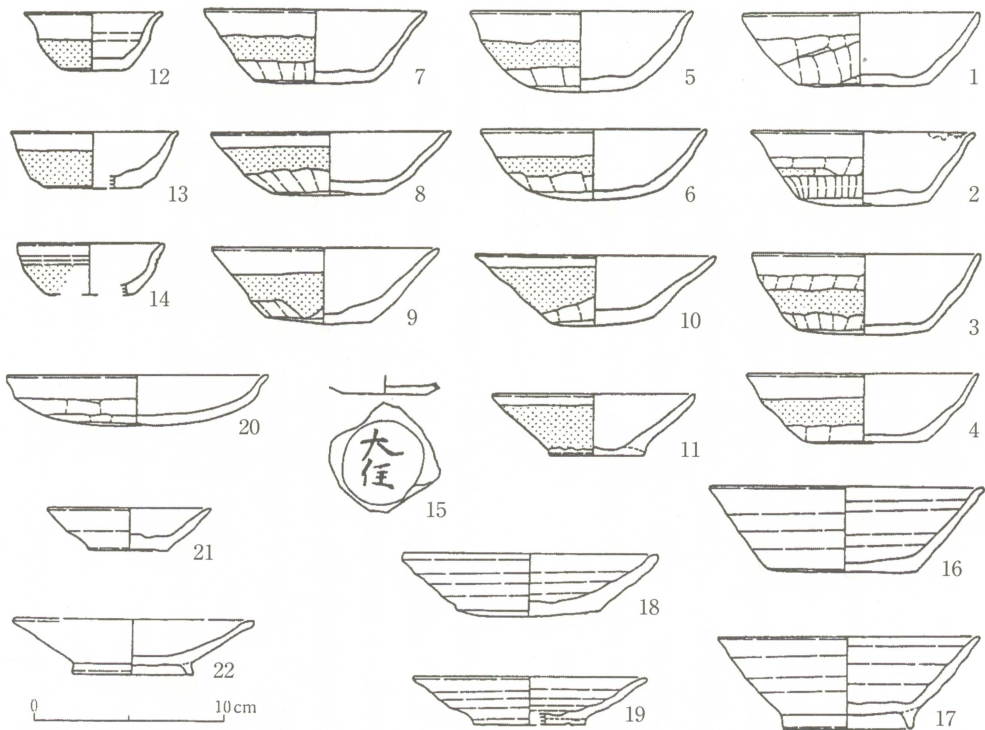


図25 下ノ郷廃寺出土の土器類〔1〕(文献64より転載)

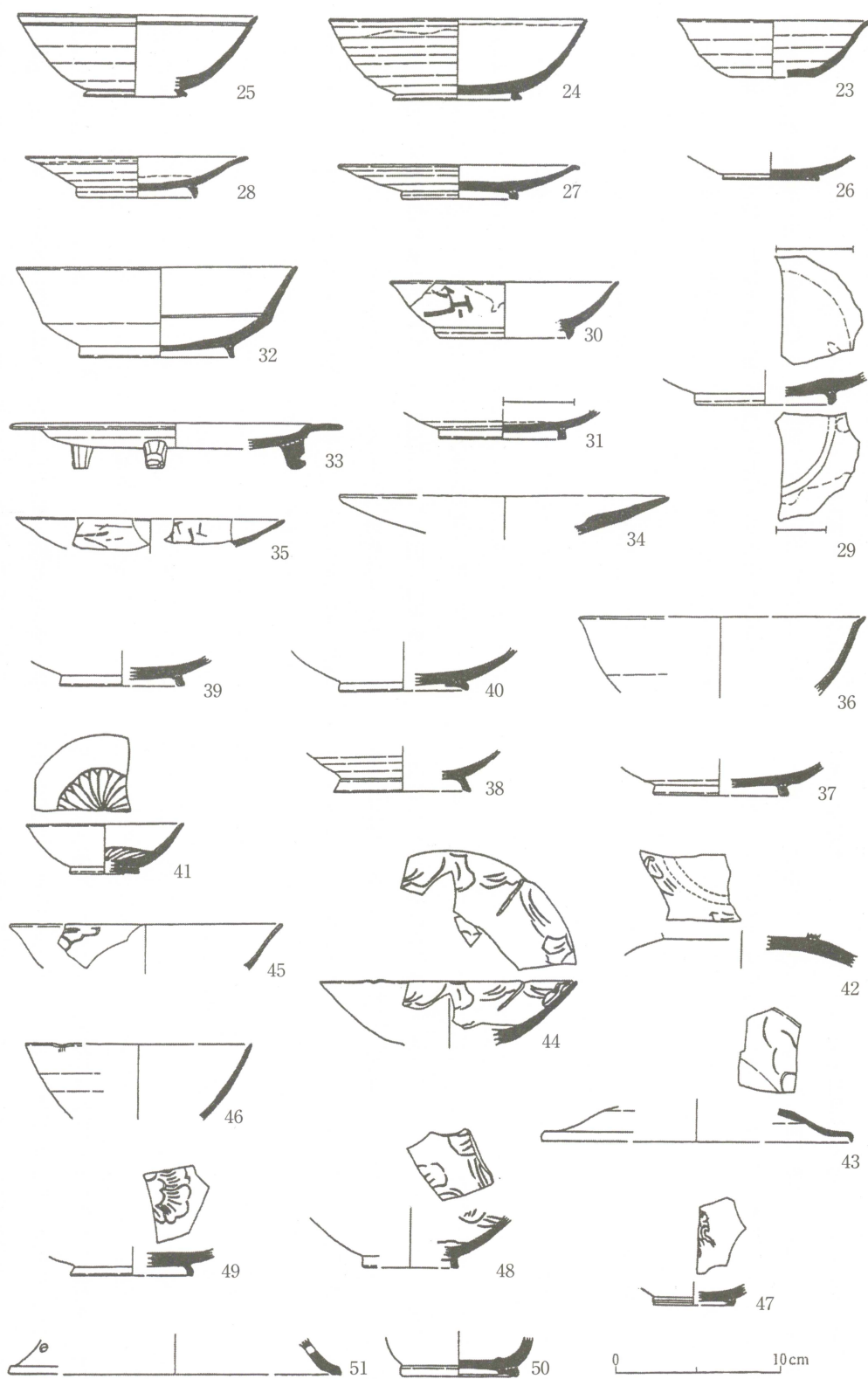


図 26 下ノ郷廃寺出土の土器・陶器類〔2〕(文献 64 より転載)

宝相華文を刻んだ方形高台の塊48・49が黒笹九〇号窯式、蛇の目高台の唾壺50と円形透かしを入れた脚部付きの香炉51が黒笹一四号窯式から九〇号窯式段階とみられている。

以上の緑釉陶器も灰釉陶器と同様に黒笹一四号窯式と黒笹九〇号窯式が主体をなしていて、このほかに京都産や折戸五三号窯式段階のものが若干含まれている。このことからしても時期的な中心が、九世紀中葉から一〇世紀前半にあったことを物語っている。

明石氏は、出土した土器・陶器の占める比率は、土師器が二〇パーセント、須恵器が一八パーセント、灰釉陶器が三四パーセント、緑釉陶器が二七パーセントであることを明らかにしたうえで、須恵器の量に対して灰釉陶器や緑釉陶器の割合が高いのは、周辺における国府関連遺跡のあり方とも共通した現象であるとし、なかでも須恵器・塊・皿が少ないのは灰釉陶器や緑釉陶器の塊・皿類で補われていた結果であるとする。灰釉陶器や緑釉陶器を多用していること、そして寺院としての灯明皿のような特殊な遺物がことさらに見出せないことから前述したように、「下ノ郷廃寺」とされる建物が寺院よりもむしろ官衙に関連した施設としてみようとすると根拠でもある(明石二〇〇〇・二〇〇二)。

土器・陶器類からは九世紀中葉ころから一〇世紀前半代に中心があることを知れた。では、瓦はこの製品が出土しているのであろうか。岡本孝之氏が『平塚市史 別編考古』の「第三節 相模国府と古代寺院」のなかで、「下ノ郷廃寺跡」と「古代瓦」をまとめている(岡本二〇〇三)。それによると、瓦当文のわかる軒丸・軒平瓦の出土はないようで、平瓦

と丸瓦のみである(図27)。平瓦には、凸面が縄目叩きのもの(1・3)と格子目叩きのもの(5・6)とがある。そのうちの縄目がきれいに並んでいる1は瓦尾根瓦窯製品で、国分尼寺へ供給された扁行唐草文軒平瓦と同じ時期のものと考えられる。また丸瓦7も、瓦尾根瓦窯製品である。縄目が細くなってきたのに並んでいる3は、天神前遺跡第七地点二号竪穴住居址出土の均正唐草文軒平瓦(図28・14)と同じ叩き目で、おそらく同一の瓦窯で作られたものであろう(明石一九九二)。細い縄目の2は薄手の作りになっていることから、丸瓦4と共に南多摩窯跡群の御殿山六・八号窯製品とみることができよう(大川一九七九)。凸面に長方形か平行四辺形の形状をした格子目叩きの平瓦5・6は、今のところ平塚市内においてみられる特徴的な叩きによるもので、真土六ノ城第四地点九〇号竪穴住居址カマドの焚口部から出土した均正唐草文軒平瓦(16)と一緒に作られたものである(小島一九八七)。

このように下郷廃寺とされる場所で出土した平瓦類から推測すると、軒平瓦には国分寺再建期か、それ以降の国分僧・尼寺に見られない凸面格子目叩きの均正唐草文があったことを示している。大住郡の平塚市内には、重廊均正唐草文軒平瓦に縄目と格子目叩きとの二種が存在したわけ、二種とも珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦(図29)が組合わさったとみてよいだろう。真土六ノ城第四地点九〇号竪穴住居址のカマド焚口部からは丸瓦も相伴していて、この丸瓦の凸面は縄目叩きのあとで局部的にナデ調整を行っている。二次的な使用目的であることも考慮しなければならぬが、格子目による均正唐草文軒平瓦や平瓦と、縄目の丸瓦とに

時間差があるのか、それとも使用した際の叩き工具の違いだけを示しているのかが問題となろう。縄目叩きの重廊均正唐草文軒平瓦は瓦尾根瓦窯の製品にあるが、格子目叩きの生産瓦窯はまだ不明である。

この所在地不明の瓦窯について、岡本孝之氏は大磯町と境する高麗山北側斜面の地獄沢や亀堀沢で良質の粘土が産出することからこの一帯に瓦窯跡の存在を想定しており、格子目叩きの均正唐草文軒平瓦や平瓦類を「大住瓦窯の製品」として扱っている(岡本二〇〇三)。確かに格子目叩きによる均正唐草文軒平瓦は特異な存在であるが、問題はそれを生産した瓦窯が相模国において果たした役割と時期であろう。

平塚市内から出土する軒丸・軒平瓦の分布をみると、すでにあげた天神前遺跡第七地点二号堅穴住居址や真土六ノ域第四地点九〇号堅穴住居址出土の重廊均正唐草文軒平瓦(14・16)を除けば、高林寺遺跡第五・七地区では珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦(9)、珠文縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦(10)、珠文縁均正飛雲文軒平瓦(12)、重廊均正唐草文軒平瓦(13)がみられ、山王B遺跡に国分僧寺創建期瓦と同じ均正唐草文軒平瓦(11)がある。また前鳥神社に重廊均正唐草文軒平瓦(15)が所蔵されている。そして大会原遺跡一号堅穴住居址では、珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦(図29)と付近から珠文縁均正飛雲文軒平瓦が出土している(依田二〇〇二)。

さらに平瓦や丸瓦も含めた分布をみると、現在までのところ七三地点ほどが知られており(平塚市博物館市史編さん担当二〇〇〇)、分布は高林寺一帯を中心にして広がっていることが分かる。なかにはからさわ瓦窯の製品もみられ、多種の瓦が一定の範囲に集中している状態が何を

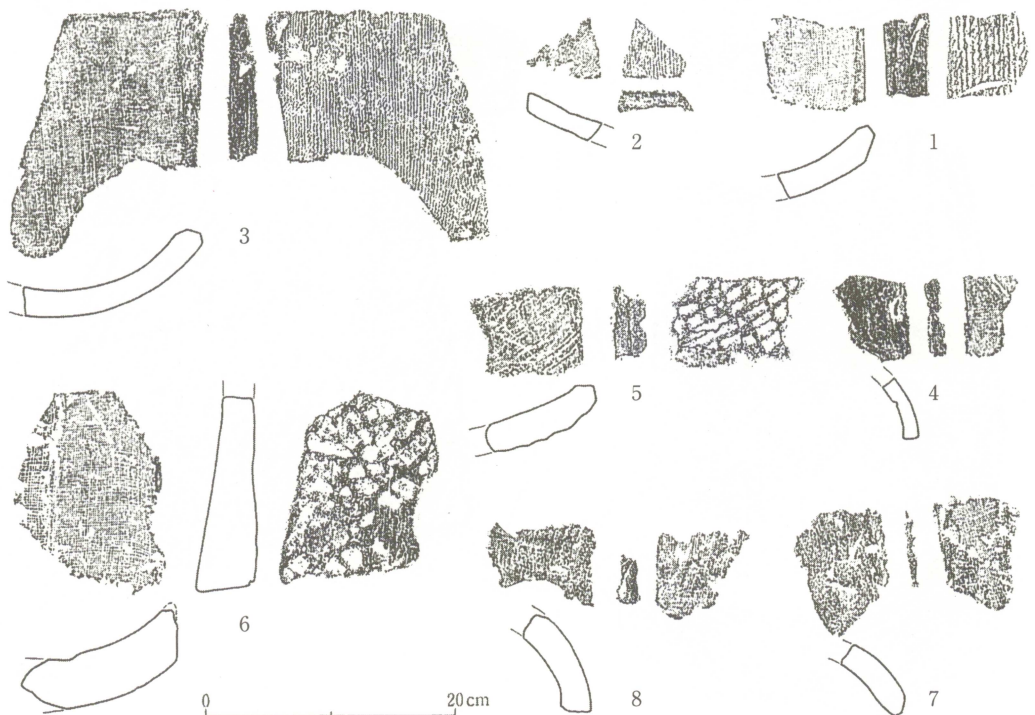


図27 下ノ郷廃寺出土の瓦類(文献67より転載)

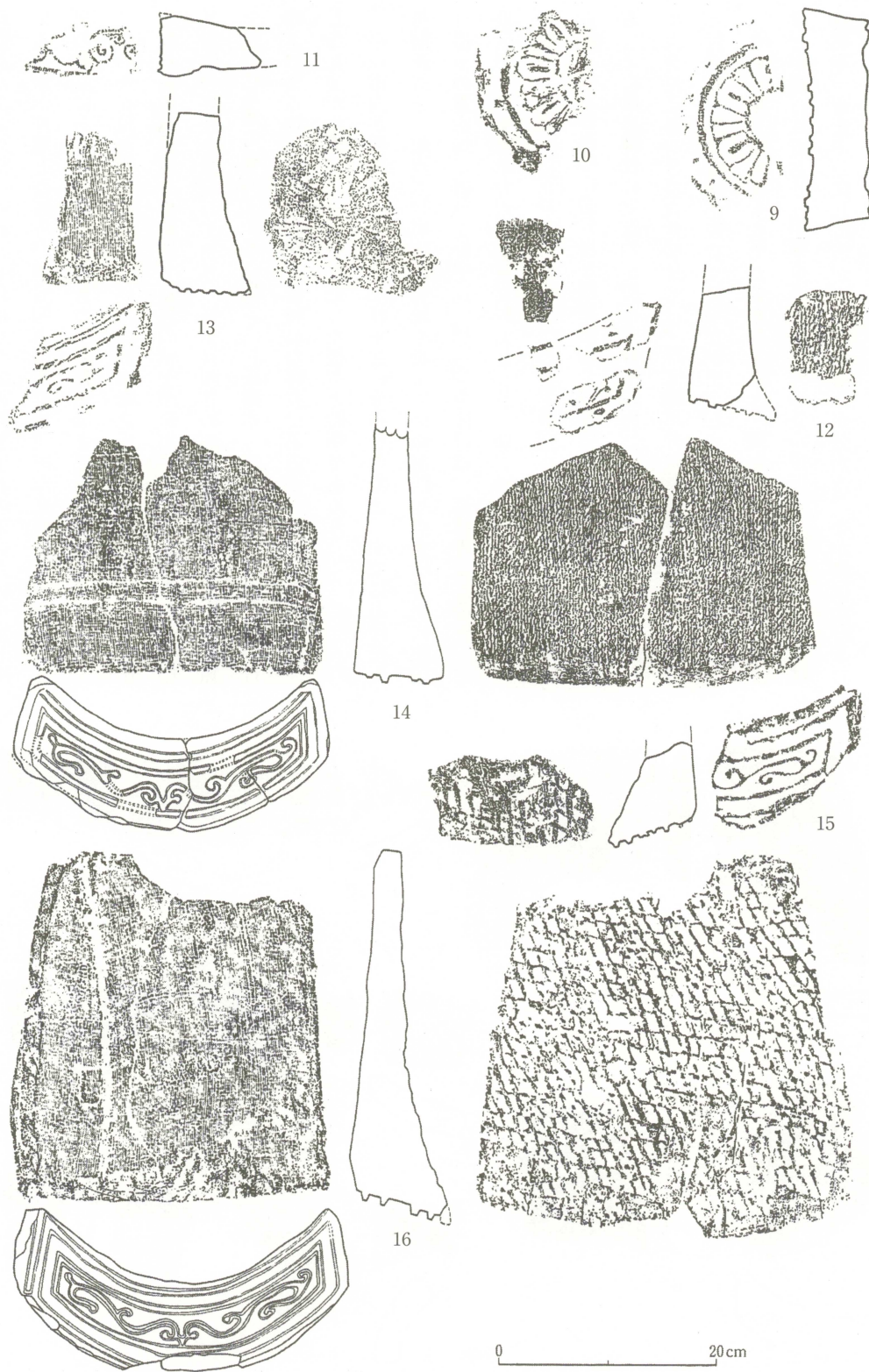


図 28 平塚市内出土の軒丸瓦と軒平瓦 (文献 67 より転載)

意味するのか、寺院の存在を含めた検討が必要である。すなわち大住国府所在地としての平塚市内から出土する文様瓦の特色を格子目叩きの重廊均正唐草文軒平瓦(13・15・16)に求めたときに、国分僧・尼寺にみられる珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦が組合わさる時期との関連性、さらにこの地域においての珠文縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦(10)や均正飛雲文軒平瓦(12)がどのように係わっていたのかという問題が絡んでくる。

このことを大会原遺跡一号竪穴住居址出土の珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦(図29)でみると、中房圏線から外区まで貫いた一本のくっきりした範傷が認められる。これに対して、同じ範型を使用して作ったと考えられる相模国分寺のそれには範傷がないのと、同じ部分の内区だけに範傷が生じはじめているものとの二者がある(國平一九九八)。このような現象を、国分寺の軒丸瓦が瓦尾根瓦窯からの供給品とした場合に、大会原遺跡の珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦も同じ瓦窯の製品とみてよいか、ということである。すなわち範傷が進んだ大会原遺跡の珠文縁単弁六葉



図29 珠文縁六葉単弁蓮華文軒丸瓦
(文献71より転載)

蓮華文軒丸瓦は、同じ範型を瓦尾根瓦窯の工房から別地点へ移して作った生産品であり、これに天神前遺跡第七地点二号竪穴住居址や真土六ノ域第四地点九〇号竪穴住居址出土の重廊均正唐草文軒平瓦(14・16)が組合わさったもので、この二者の均正唐草文軒平瓦も共に別の瓦窯で生産

されたものと考えられないだろうか。これには軒平瓦や平瓦にみる縄目叩きと格子目叩きの共存をどのように解釈するのかという問題が伴う。

重廊均正唐草文軒平瓦範型の移動と関連して、図30の写真から瓦尾根瓦窯①、相模国分寺②、天神前遺跡第七地点二号竪穴住居址と真土六ノ域第四地点九〇号竪穴住居址③の瓦当文に生じている木範の摩滅状況と凸面叩きとの関係を検討してみる。まず①は、重廊や唐草文の縁が角張り、輪郭にそれほどの摩滅は認められない。瓦尾根瓦窯での初期範型の使用例を示す資料であろう。しかし②になると、重廊、唐草の輪郭は縁が丸まって唐草の蔓の頂部も尖ったものになり、範型の摩耗がかなり進んでいたことを物語っている。③になると、木範の重廊や唐草の彫りがさらに擦れて丸くて太い輪郭の文様に変形し、潰れかけた文様には鋭さがなく、輪郭の隙間も狭まったものになっている。

こうした視点にたつと、③段階における天神前遺跡第七地点二号竪穴



図30 重廊均正唐草文軒丸瓦の比較
(文献17・70・73より転載)

住居址のもの(14)と真土六ノ域第四地点九〇号竪穴住居址の文様(16)とも進行した範擦れの差を看取でき、前者から後者へと範型が使われたことは明らかであろう。しかしながら両者には、それほど大きな変化はなく、同範型を用いた使用期が近接していた形状とみられる。

重廓均正唐草文の変形過程と併せて、①から③までの凸面叩きのあり方をみると、縄目叩きによる瓦尾根瓦窯と国分寺供給品の①・②段階は縄目が細い(図30-A)。細めの縄目は太めのものと共に瓦尾根一ノ四号瓦窯にみられ(大川一九六九、河野二〇〇三)、必ずしも細めの縄目が新しい時期とは限らない。しかし重廓均正唐草文軒平瓦が瓦尾根瓦窯での最終期の製品であったことにはかわりなく、②の状態になるまでの範型がそこで使用されたことを示している。②以降の木範が瓦尾根瓦窯の工房でどのくらい変化するまで使用され続けたかは現在の資料からは確認できないが、②の縄目(図30-A)と③段階の縄目(3・14)を比較した場合には、後者の縄目が前者よりもさらに細くなっており、瓦当文の形状がそれほど変わらない時期に、格子目叩きをみることになる。

こうした現象から推理して、③段階の縄目叩きによる時期は珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦と共に重廓均正唐草文軒平瓦の範型が瓦尾根瓦窯の工房から別の場所へ移されていて、そこを「大住瓦窯」と呼ぶならば、この工房でまず最初に縄目叩きを基調にした丸瓦、軒平瓦、平瓦が製造され、その後に軒平瓦や平瓦だけは格子目叩きで整形する技法がとられたが、丸瓦だけは一貫して縄目叩きが用いられていたと考える。すなわち大住瓦窯の前半期は、瓦尾根瓦窯での造瓦技法と同じく細めの新たに

加工した縄目叩きを主流にした製品が作られ、後半段階では縄目叩きを丸瓦に、平瓦の凸面整形は格子目叩きを基本にしていた。要するに、格子目叩きだけを特異な存在としてみるのではなく、同じ範型を用いながら縄目叩きの製品が作られていく過程で軒平瓦や平瓦に格子目叩きが出現したわけで、その生産が平塚市内への供給を主目的としてなされたのであれば、その供給先は寺院であったと考えるべきであろう。

ではその寺院はどこに所在し、どのような性質のものであったのか。そしていつ創建され、廃寺に至ったのはいつ頃なのか。その寺院の所在場所については、住居のカマドに二次使用目的で運ばれている瓦の分布状態からすると、高林寺一帯が想定される。しかし下郷廃寺が寺院ではないとなると、あるいは国府内寺院にあてたにしてもどのように機能したのか明らかでなく、大規模な伽藍ではないにしても金堂を主にした寺院の想定が必要であろう。相模国分寺へ屋瓦を供給した瓦尾根瓦窯は基本的に国衙機構の管理下にあった工房のうちのひとつで、そこでの珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦や重廓均正唐草文軒平瓦の範型を別の瓦窯へ移して生産した背景を考えると、国衙の意図が反映しているとみなければならぬだろう。擦り減った範型からの製品に優美さを求めようもないが、従来の瓦当文を継承することに意義があったと推考するならば、生産の目的は寺院の屋根を葺くことにあると考えたい。

瓦尾根瓦窯を廃して、大住瓦窯へと移転の契機をなしたのが『日本三代實録』巻四十の元慶五(八八一)年十月三日条にみる「相模國言。國分寺金色藥師丈六像一軀。挾侍菩薩像二軀。元慶三年(二年の誤記)九月廿九日

遭「地震」。悉摧破。其後失火燒損。望請改造。以修「御願」。又依「太政官去貞觀十五年七月廿八日符」。以「漢河寺」為「國分尼寺」。而同日地震。堂舍頽壞。請仍舊以「本尼寺」。為「國分尼寺」。詔並許之。」との関わりである。この記録から元慶二（八七八）年九月二十九日までには尼寺が漢河寺に移されていて、同日の地震でその漢河寺も崩壊したために尼寺を旧地へ戻したいとの請願が許されたことがわかる。元慶五年十月以降に再建されたその尼寺は、発掘調査で掘立柱式の建物になっていたことが明らかになり（滝澤一九九〇）、瓦葺きによる堂宇であった可能性は低い。尼寺再建に瓦窯の必要性はなかったが、問題は僧寺との絡みである。

僧寺の金堂に安置されていた金色薬師像と二鉢の挟侍菩薩像が倒壊したのちに焼失したと記すことは、記述されていないが金堂も同時に焼けたことを裏付けるもので、造仏の請願は金堂の再建も意味しているのではないか。すなわち大住瓦窯への移転は、当時の国府があった大住郡の平塚市内に国分僧寺金堂に代わるべき堂宇を建立して造仏を安置する施設の瓦を焼成する必要があったことによる。この処置は国分僧寺移転を意味するものではないが、僧寺金堂の機能を国府付近に移すためには僧・尼寺の文様瓦として取り入れられていた珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦や重廓均正唐草文軒平瓦の范型をそのまま用いて国分寺の継続性を維持する必要があったからにはほかならない。実際に葺かれた屋瓦の主文様は珠文縁単弁六葉蓮華文や重廓均正唐草文であったが、すでに存在していた寺院用の瓦も補填したために国分僧寺創建期瓦の均正唐草文軒平瓦、珠文縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦、珠文縁均正飛雲文軒平瓦やからさわ

瓦窯製品の格子目叩き平瓦などをみる結果になるのであろう。

では、八八一年以降の創建期と竪穴住居へその瓦類を持ち込んだ土器編年との整合性はあるのか。凸面格子目叩きの均正唐草文軒平瓦（16）や縄目叩きの丸瓦をカマドに使用していた真土六ノ城第四地点九〇号竪

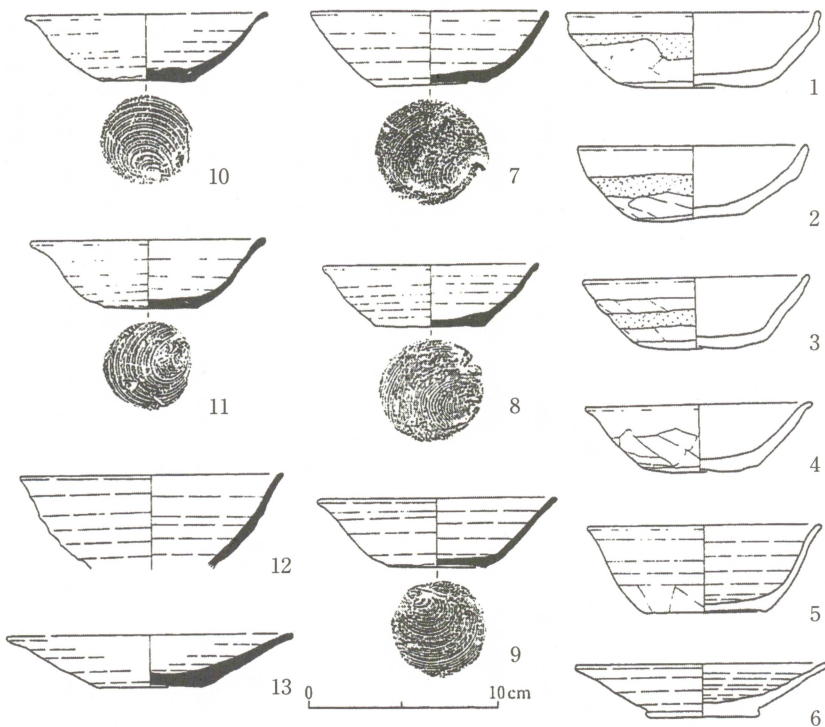


図 31 天神前遺跡第 7 地点 2 号竪穴住居出土の土器（文献 68 より転載）

穴住居の年代は四之宮下郷編年の13期（一〇世紀後半）～一世紀前半）にあたる（小島 一九八七）。また縄目叩きを基調にした重廊均正唐草文軒平瓦（14）と丸瓦を伴う天神前遺跡第七地点二号竪穴住居は九世紀後半に位置づけられており（明石 一九九二）、土師器に相模型坏（図31-14）、甲斐型坏（5）、ロクロ成形の皿（6）、「く」字形に折れる口縁部の相模型甕や小型甕、南武蔵型台付甕、須恵器に坏（7-11）、埴（12）、皿（13）、灰釉陶器獸足付段皿らがある。相模型坏は口径一二・四～一二・〇センチ台のものが多く、須恵器坏には口縁部が直線的に開いて口径一二・六～一二・四センチ台、口径五・八～五・一センチ台の御殿山二五号窯式のもの（7-9）と、肥厚した口唇部が外反する器形で口径一二・七～一二・四センチ台、口径四・九センチの御殿山五号窯式古段階のもの（10・11）とがある。二窯式の形態を含む坏類の組成は御殿山五一号窯や五二号窯などにみられ、南多摩窯址群での編年は一〇世紀第Ⅱ四半期に中心をおいた年代が与えられている（服部 一九八三）。

天神前遺跡第七地点二号竪穴住居の土器群は、八八一年以降に漢河寺から旧地に戻った国分尼寺の金堂基壇出土の土器群と全く同じであり、筆者は九世紀後半とする年代を厳密には八八一年以降とみなければならないと考える。それに伴う元々の瓦は八八一年以降から一〇世紀前半代にかけての寺院の地から持ち出されたものという前提に立つわけで、住居の土器群は一〇世紀前半になる可能性がある。いずれにしてもこの時期に、国府が置かれた大住郡の平塚市内に国分僧寺金堂に代わって機能した寺院が存在したのか、土器との検討が重要な課題になってくる。

（5）鐘ヶ嶽廃寺

愛甲郡では、厚木市七沢にある鐘ヶ嶽の中腹で、平成一〇年に、軒丸瓦、丸瓦、平瓦がまとまって採集されている（加藤・富永 二〇〇〇）。

鐘ヶ嶽は丹沢山系の東側に位置する標高五六一メートルの山岳で、山頂には古くから信仰を集めてきた浅間神社が鎮座し、現在も修験道の巡礼地として知られている。また神社のすぐ下には近世に創建されて明治時代に廃絶した禅法寺の敷地と伝える平場が山林のなかに残っており、鐘ヶ嶽への登山道も参詣の道としての色彩を濃くしている。瓦類が採集された地点は、浅間神社まではまだ二〇〇メートルほどの比高差がある中間の斜面部にあたる（同報告より引用）。

まず軒丸瓦には、素縁で素弁六葉蓮華文（図32-1）、その素弁の外郭線と中房の圈線を取り除いた素弁六葉蓮華文（2）との二種があり、蓮子は一十四の配列で共通すると思われる。前者の素縁素弁六葉蓮華文軒丸瓦（1）は千代廃寺出土のもの（図11-11）と同範で、武蔵国分寺には二種ともが存在する。丸瓦（7）は凸面が縄目叩き後に横方向のナデ調整を加えたもので、側面化粧は一面である。軒丸瓦の瓦当面や丸瓦は薄作りであることが特徴で、灰褐色や灰黒色を呈してよく焼き締まっている。

平瓦も丸瓦と同様に薄作りであることが共通した特徴で、凸面の縄目叩きには、細い縄目が狭端面から広端面まで平行して一直線にはしっているもの（3）、交差した状態になっているもの（6）、途中で縄目の方向が変わって二～三段の縄目叩きを行っているもの（4・5）がみられる。また四面の布目の中に「上」の模倣文字を認めえるもの（3・5）が含ま

れている。この模骨文字を「上」とみるか、あるいは逆にした「下」と読むかは報告者によって異なるが、郡名押印や指頭文字らのあり方とも併せて考えると、筆者は「上」の文字に読むべきであろうと思う。

二種の素縁素弁六葉蓮華文軒丸瓦（1・2）には新旧関係があると思

われるが、他の完形にちかい丸瓦や平瓦を含めて検討してもそれほどの技法的な差異は看取できず、ほとんどが同じ窯の製品としてよいものばかりである。この二種の素縁素弁六葉蓮華文軒丸瓦と組合わさる軒平瓦は含まれておらず、今後の発見に期待したいところである。

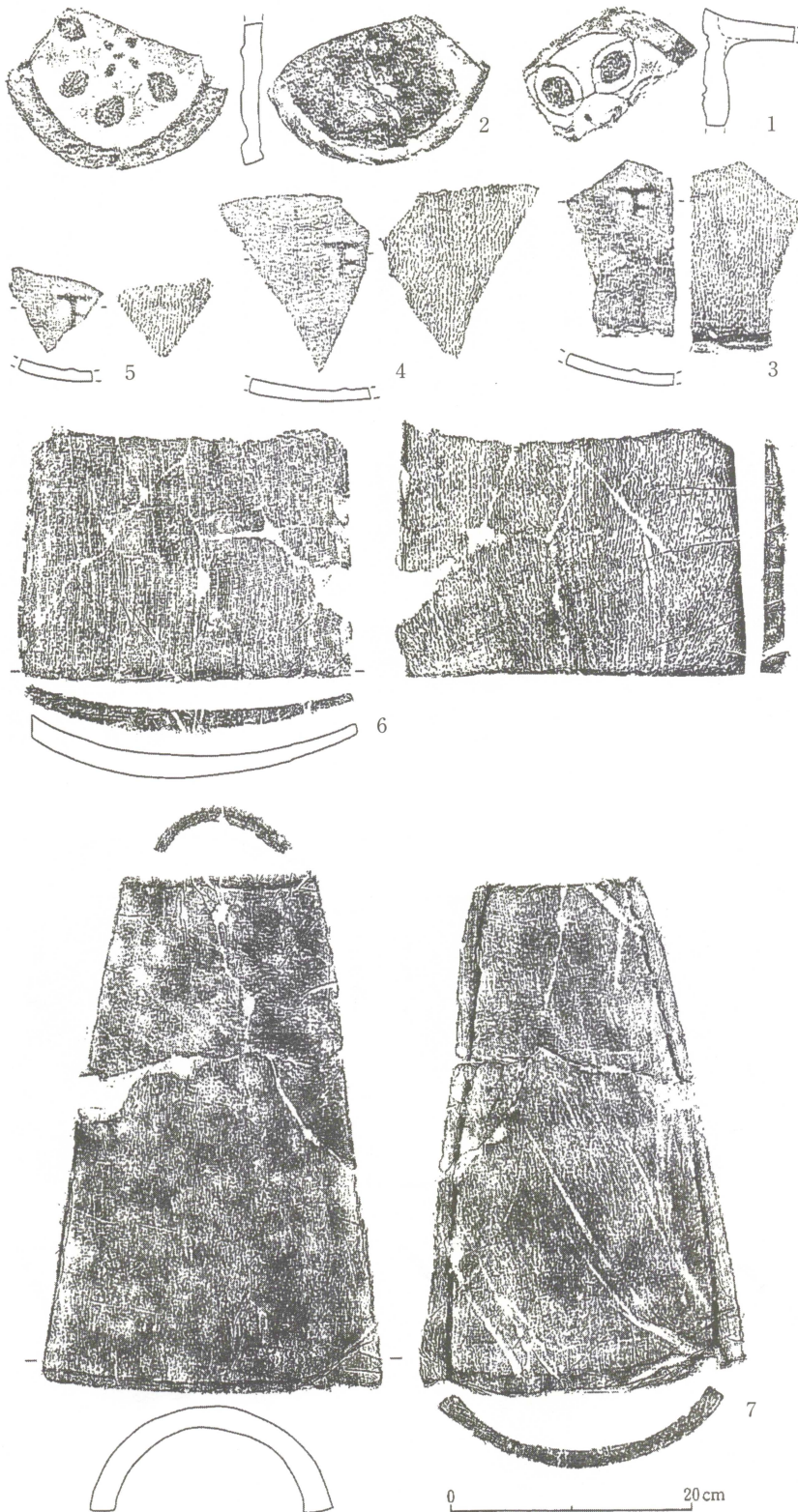


図 32 鐘ヶ嶽廃寺出土の瓦類（文献 77 より転載）

これら瓦類のほかには角釘一点が採集されているだけで、年代の決め手になる土器はまだ得られていない。瓦の製造元を求めると、「上」の模骨文字がある平瓦(図33・1)を焼成している窯として、御殿山六・八号窯をあげることができる(大川 一九七九)。六・八号窯とも平瓦は薄作りが基本で、八号窯出土の平瓦(1)は凸面の縄目叩きが部分的に交差しているが、六号窯の模骨文字平瓦は平行した直線になっている。

六・八号窯で出土した須恵器杯(2・4)、高台付埴(5・6)、高台付皿(7)は、口縁部の形状や底径の大きさからみて御殿山五号窯式古段階に比定でき、一〇世紀第Ⅱ四半期の年代を求めえる。また素弁六葉蓮華文軒丸瓦よりも後出の、素縁素弁四葉蓮華文軒丸瓦を伴った御殿山六二号窯址第Ⅱ地区一号竪穴住居では一〇世紀第Ⅳ四半期に位置づけられる御殿山五号窯式新段階の埴類が出土しており(服部 一九八一)、素弁系蓮華文による軒丸瓦の変遷に矛盾がないことを示している。

鐘ヶ嶽廃寺は山岳寺院とみられているものであるが、その構造や規模については不明である。「上」の模骨文字をもつ平瓦を御殿山六・八号窯製品に比定して、その年代を一〇世紀第Ⅱ四半期に求めると、同じ「上」文字がある南多摩系平瓦は相模国分寺でも使われており、僧・尼寺の存続期間と尼寺においては元慶五(八八二)年以降での再建使用瓦の存否、平塚市内にみられる珠文縁単弁六葉蓮華文軒丸瓦や重廓均正唐草文軒平瓦との関係が問題になるので、細かな実年代の検討が課題となる。

(6) 飯山廃寺

厚木市飯山小字千頭にある弘徳寺の境内やその周辺で、丸瓦や平瓦の

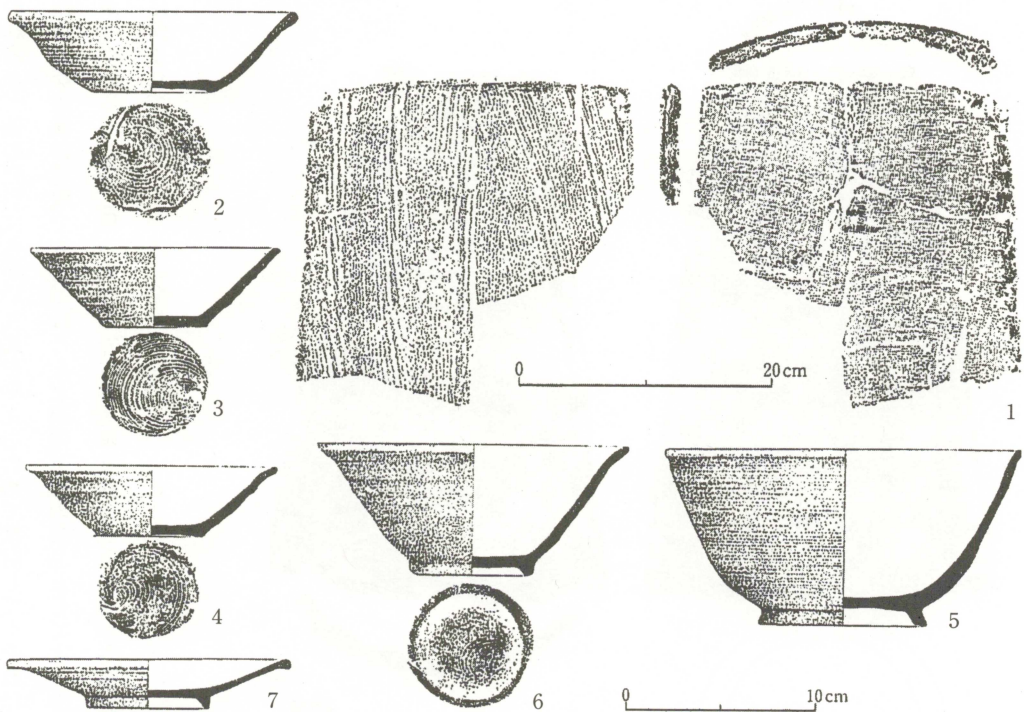


図33 御殿山6・8号窯出土の平瓦と須恵器杯・埴・皿類(文献69より転載)

破片が採集されている。平瓦は凸面縄目叩きで、瓦当片がないため年代の確定は困難であるが、奈良時代後期ないし平安時代初期ころとみられている。礎石の確認もないが、一応、飯山廃寺跡と推定されている地点である(赤星一九七九)。

丹沢山系の山々が広がる愛甲郡には、伽藍を有する大規模な寺院はいまのところ確認されておらず、仏堂であった可能性が高い鐘ヶ嶽廃寺、また割合に近距離にある日向薬師ら平安時代からの山岳寺院をみると、ここで扱おうとする寺院とは性格が異なる平安時代民衆の仏教や山岳信仰の浸透が感じられる。

平安時代民衆の信仰と関連して、「村落寺院」とも呼ばれる信仰施設として注目されるのが、厚木市愛名字宮地の山中に所在する愛名宮地遺跡の瓦塔を伴った第一号礎石建物址の存在である(図34)。この礎石建物はロームブロックを含む暗褐色土を突固めた厚さ一〇センチ、長軸九・五メートル、短軸五・五メートルの基壇を設けて建てられたもので、その基壇は第一号掘立柱建物址と重複して上にのっている。基壇に礎石のみを置いたもの、礎石に根石をそえたもの、根石だけを残した部分が七箇所確認されており、規模は桁行三間(約六メートル)×梁行一間(二・六メートル)で、柱間が長いが二間の可能性は少ない)であったことがわかる。一帯からは火災に遭って倒壊した炭化材や焼土とともに、一基分の瓦塔片、土師器の相模型坯・皿、黑色土器の鉄鉢、須恵器の蓋・坏・高台付皿・鉄鉢・長頸瓶・

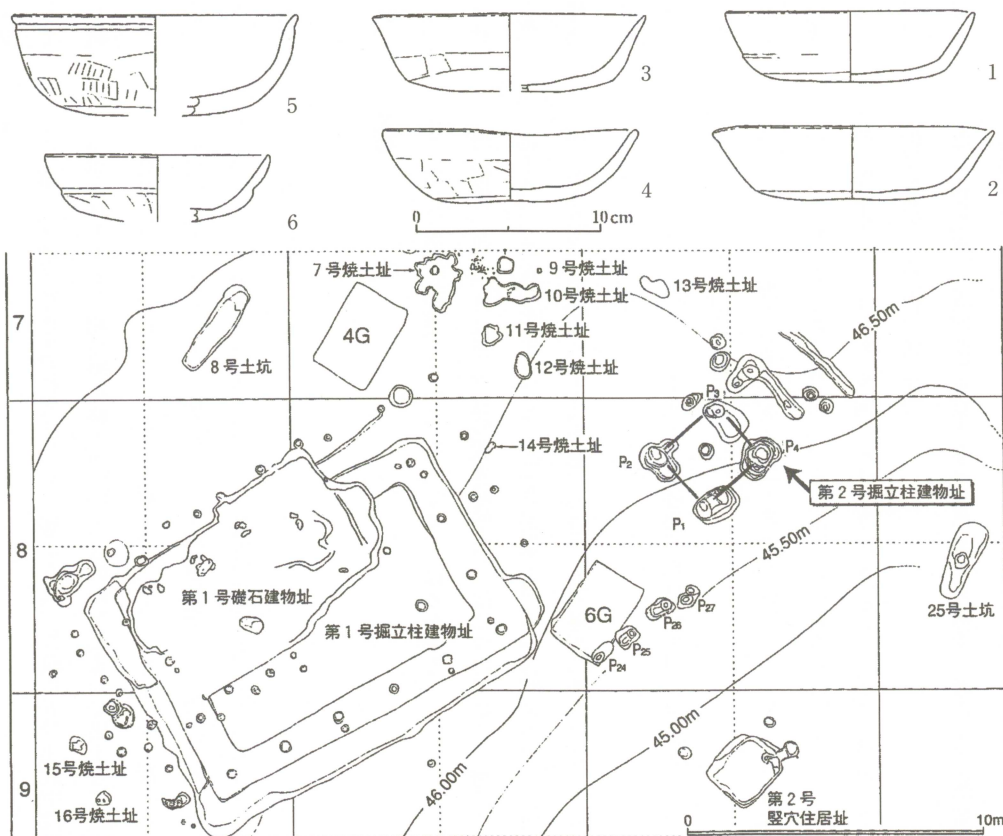


図34 愛名宮地遺跡の建物遺構〔一部加筆〕と土器(文献80より転載)

鋳型、鉄製の角釘・鏝、中世のかわらけなどが多く出土しており、その土師器坏には「山」らの墨書や内面に油煙が付着した灯明皿も含まれている(境ほか 一九九九)。瓦塔を納めた礎石建物が多量の長い角釘や鏝の検出によって、桧皮葺きで、観音開き構造をとった木造の仏堂とみてよいだろう。その年代を相模型坏や須恵器坏・高台付皿の法量と形態で見ると、御殿山三七号窯式から御殿山五号窯式古段階までの須恵器を含む九世紀第Ⅱ四半期から一〇世紀第Ⅱ四半期までの約一〇〇年ほどの存続期間がある。また周囲に営まれている「山」の墨書土器をもつ二号竪穴住居は九世紀第Ⅱ四半期に、「寺」の墨書土器をもつ一号竪穴住居は一〇世紀第Ⅱ四半期にこの仏堂の維持管理に従事した堂守の住居であろう。

第一号礎石建物址の下にある第一号掘立柱建物は、全周する布掘り柱穴溝が巡った桁行五間(一〇・六メートル)×梁行三間(六・五メートル)の構造をとる。その東側六メートルのところにある第二号掘立柱建物は、一間四方(二・三メートル)の柱穴(図34-1P₁、P₄)と中央に束柱(P₅)をもつ構造をとることから掘立柱建築による小規模な塔跡と考えられる。すなわち東に塔、西に金堂を配した寺院様式の建物群で、その後木造塔を瓦塔にかえ、瓦塔を共に納めた仏(金)堂が基壇の上にたつ礎石建物の堂一院となった。その堂院の前身であった第一号掘立柱建物出土の土師器坏(図34-11、4)、第二号掘立柱建物柱穴出土の土師器坏(5・6)は七四〇年代ころのもので、^(註4) 国分寺建立期と軌を一にして、地方の村落内にも仏教信仰の堂塔が存在したことは、地方寺院と豪族の在り方を考えるうえでも注目される。

註

(4) 第二号掘立柱建物の柱穴(P₅)の上層からは、御殿山五号窯式中段階の須恵器坏とともに相模型坏終末期段階のものがまとまって出土しており、年代的には一〇世紀中葉ころに位置づけられる。これらの土器群とほかの柱穴内から出土した七四〇年代の土師器坏類とに時間的に大きなひらきがある。この現象はP₄柱穴に一〇世紀中葉ころの土坑が重なった結果であると判断される。

文献

(1-31) は前号に記載しているので、ここでは省略する。

(32) 河野一也 一九九三「奈良時代寺院成立の一端について」(Ⅳ)―相模国足下

郡千代廃寺の古瓦を中心として―『神奈川考古』第二十九号 神奈川考古同人会

(33) 岡本孝之 一九九八「千代寺院跡の研究史的復元」『神奈川考古』第三四

号 神奈川考古同人会

(34) 田尾誠敏 二〇〇〇「千代北町遺跡第Ⅶ地点」『小田原市文化財調査報告

書』第八二集 小田原市教育委員会

(35) 塚田順正・野内秀明 一九八六「千代南原遺跡第Ⅱ・Ⅲ地点の調査」『小

田原市文化財調査報告書』第二一集 小田原市教育委員会

(36) 岡本東三 一九九六「東国における寺院併合令と国分寺の様相」『東国の

古代寺院と瓦』吉川弘文館

(37) 原田良雄 一九四四「東京南多摩郡稲城大丸窯址」『考古学雑誌』第三四

卷第六号 日本考古学会

- (38) 宇野信四郎 一九六三「東京都南多摩郡稲城村大丸窯跡発掘調査概報」『歴史考古』第九・二〇合併号 日本歴史考古学会
- (39) 有吉重蔵 一九九五「武蔵国分寺の創建期瓦窯―南多摩窯跡群を中心として―」『王朝の考古学―大川清博士古希記念論文集』雄山閣出版
- (40) 大坪宣雄 二〇〇〇「民間における仏教の受容―神奈川県内の村落内寺院と火葬墓―」『かながわの古代寺院』神奈川県考古学会
- (41) 小池 聡・小出義治ほか 二〇〇〇『神奈川県小田原市千代南原遺跡第Ⅶ地点―千代台地南縁部における底湿地遺跡の発掘調査報告書―』小田原市千代南原遺跡第Ⅶ地点発掘調査団
- (42) 後藤建一 一九八九「湖西古窯跡群の須恵器と窯構造」『静岡県窯業遺跡』本文編 静岡県教育委員会
- (43) 平川 南 二〇〇〇「千代南原遺跡第Ⅶ地点の木簡」『神奈川県小田原市千代南原遺跡第Ⅶ地点―千代台地南縁部における底湿地遺跡の発掘調査報告書―』小田原市千代南原遺跡第Ⅶ地点発掘調査団
- (44) 小池 聡 二〇〇〇「小田原市千代南原遺跡第Ⅶ地点の発掘調査成果」『神奈川地域史研究』第一八号 神奈川地域史研究会編
- (45) 鈴木靖民 二〇〇〇「千代木簡と古代地域史―千代南原遺跡と出土木簡の意義―」『神奈川地域史研究』第一八号 神奈川地域史研究会編
- (46) 荒井秀規 二〇〇〇「小田原市千代南原遺跡出土木簡をめぐって」『神奈川地域史研究』第一八号 神奈川地域史研究会編
- (47) 岡本孝之 二〇〇〇「千代寺院跡の復元と木簡の位置」『神奈川地域史研究』第一八号 神奈川地域史研究会編
- (48) 関 和彦 二〇〇〇「古代足柄研究への視点」『神奈川地域史研究』第一八号 神奈川地域史研究会編
- (49) 河野一也 二〇〇〇「シンポジウム『木簡が照らす古代の小田原』に参加して」『神奈川地域史研究』第一八号 神奈川地域史研究会編
- (50) 赤星直忠 一九七〇「足柄上郡松田町瓦窯調査日誌」『神奈川県史研究』八 神奈川県史編集委員会編
- (51) 清水信行 一九八六「神奈川県からさわ古窯跡出土の瓦をめぐる若干の問題について」『青山学院大学文学部紀要』二八
- (52) 清水信行 一九八九「からさわ窯跡群の調査」『唐沢・河南沢―瓦窯跡群と横穴墓群の調査―』東海自動車道改築町田町内遺跡調査会
- (53) 清水信行・池田 治ほか 一九八九「かなざわ横穴墓群の調査」『唐沢・河南沢―瓦窯跡群と横穴墓群の調査―』東海自動車道改築町田町内遺跡調査会
- (54) 静岡県埋蔵文化財研究所 二〇〇四 a「時を経て咲く白鳳の華―第二東名 No. 一三〇 地点篠場瓦窯―」『静岡県埋蔵文化財研究所年報』二〇〇四 財団法人静岡県埋蔵文化財研究所 二〇〇四 b 設立二〇周年記念埋蔵文化財展「古代との対話―土に埋もれていた静岡県の歴史―」
- (55) 竹田寛生 二〇〇四 a「重閣文縁複弁蓮華文軒丸瓦―いわゆる「石川寺式」軒丸瓦と東海地域―」『財』静岡県埋蔵文化財研究所設立二〇周年記念論文集
- (56) 竹田寛生 二〇〇四 b「遠江の白鳳寺院と瓦生産」『かにかくも』八賀普先生古希記念論文集刊行会編
- (57) 赤星直忠 一九七九「吹切遺跡」『神奈川県史 資料編』二〇
- (58) 小島弘義 一九八〇「四之宮下ノ郷調査概報」『湘南砂丘遺跡研究会 究』第一八号 神奈川地域史研究会編

- (59) 小島弘義 一九八一「四之宮上郷・下郷調査概報」神田・大野遺跡発掘調査団
- (60) 明石新 一九九三「稻荷前A遺跡第一地点」『山王B・稻荷前A遺跡他』平塚市教育委員会
- (61) 青地俊明 一九九九「平塚市埋蔵文化財シリーズ33 高林寺遺跡他」平塚市教育委員会
- (62) 日野一郎 一九六七「神奈川県平塚市下ノ郷廃寺址」『日本考古学年報』第一五号 日本考古学協会
- (63) 小島弘義 一九八四「第三章第二節 沖積低地における発掘調査」『四之宮下郷』神田・大野遺跡発掘調査団
- (64) 明石新・若林勝司 二〇〇〇「平塚市四之宮所在の「下ノ郷廃寺跡」の再検討」『考古論叢神奈河』第八集 神奈川県考古学会
- (65) 斎藤孝正 一九九三「神奈川県下出土灰釉陶器・緑釉陶器」『三浦古文化』第五三号 三浦古文化研究会
- (66) 明石新 二〇〇二「相模国府の研究」『神奈川県立歴史博物館総合研究報告 総合研究ーさがみの国と都の文化交流ー』
- (67) 岡本孝之 二〇〇三「相模国府と古代寺院ー下ノ郷廃寺跡・古代瓦」『平塚市史 別編考古(2)』平塚市
- (68) 明石新 一九九二「天神前遺跡ー第七地点ー」『平塚市埋蔵文化財調査報告書』第九集 平塚市教育委員会
- (69) 大川清 一九七九「御殿山窯跡群」『東京都埋蔵文化財調査報告 第九集 多摩丘陵窯跡群調査報告』東京都教育委員会
- (70) 小島弘義 一九八七「平塚市埋蔵文化財シリーズ3 真土六の域遺跡調査」
- Ⅱ「平塚市教育委員会」
- (71) 依田亮一 二〇〇二「珠文縁六葉単弁蓮華文軒丸瓦」『平塚市考古資料5 〇選』平塚市博物館
- (72) 平塚市博物館市史編さん担当 二〇〇〇「平塚市史 別編考古 基礎資料 集成ー平塚市内出土の古瓦」
- (73) 國平健三 一九九八「相模国分尼寺跡」『海老名市史 資料編 原始・古代』海老名市
- (74) 河野一也 二〇〇三「相模国分寺瓦の年代観」『シンポジウム 国分寺の創建を考えるー安芸国と相模・遠江・駿河・伊豆国の事例からー』相模古代史研究実行委員会
- (75) 滝澤亮 一九九〇「相模国分尼寺跡(推定中門・金堂跡)の調査」『相模国分寺関連遺跡詳細分布調査報告書』I 海老名市教育委員会
- (76) 服部敬史 一九八三「窯址出土須恵器の編年と背景ー南武蔵の窯址」『シンポジウム 奈良・平安時代土器の諸問題ー相模国と周辺地域の様相』神奈川県考古同人会
- (77) 加藤芳明・富永樹之 二〇〇〇「厚木市七沢の鐘ヶ嶽採集の瓦について」『神奈川考古』第三六号 神奈川考古同人会
- (78) 服部敬史 一九八一「南多摩窯跡群ー御殿山地区六二号窯址発掘調査報告書」八王子パイパス鍾水遺跡調査会
- (79) 赤星直忠 一九七九「飯山廃寺跡」『神奈川県史 資料編』二〇
- (80) 境雅仁ほか 一九九九「第三章 平安時代」『愛名宮地遺跡』愛名宮地遺跡調査団